

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

2. 選定した事件（テーマ）

基金の財務事務について

ただし、監査対象とした基金と関連性が深い関連団体等を含む。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県は、平成 17 年 2 月に平成 17 年度から 21 年度の 5 年間を取組期間とする「熊本県行財政改革基本方針」を策定し、行財政改革に取り組んでいる。この熊本県行財政改革基本方針に基づき、国の「三位一体の改革」による地方税財政制度の構造変革に対応するとともに、真に必要な県民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって県の行政課題に的確に対応していくため、財政構造の見直しを行っている。

その中で、特定目的基金について、今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用を図るとしている。

今後、極めて厳しい財政状況が予測されるなか、県の特定目的基金の見直しが県民サービスの維持・充実を図るために適切に実施されているかどうかを、基金に関して合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益にとって有用であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象とした基金等

監査対象とした基金の選定に当たって、平成 19 年度末で基金財産が存在する基金だけでなく、平成 17 年度から平成 19 年度までに基金財産が存在した基金を監査対象とした。その結果、平成 19 年度末には基金財産が存在しない職員等退職手当基金、土地開発基金の 2 基金を加え、25 基金を監査対象とした。

さらに、基金の運用は出納局会計課が一元的に管理運用していることから、その運用状況に関しても監査対象とした。

(監査対象基金)

No.	基金の種類	所管課	国庫原資割合	頁数
1	財政調整基金	財政課		13
2	職員等退職手当基金	財政課		15
3	県有施設整備基金	財政課		18
4	県債管理基金	財政課		20
5	災害基金	財政課		22
6	災害救助基金	健康危機管理課		24
7	高等学校実習基金	高校教育課		27
8	育英資金貸与基金	高校教育課		29
9	環境保全基金	環境政策課	1/2	32
10	地域福祉基金	健康福祉政策課		34
11	幹線道路整備基金	監理課		36
12	ふるさと・水と土保全基金	農村整備課	1/3	38
13	林業担い手育成基金	林業振興課		41
14	用品調達基金	管理調達課		45
15	土地開発基金	管財課		47
16	美術品取得基金	文化課		53
17	熊本港周辺海域漁業振興基金	港湾課		55
18	介護保険財政安定化基金	高齢者支援総室	1/3	58
19	中山間地域等直接支払基金	農村整備課	10/10	60
20	森林整備地域活動支援交付金基金	森林整備課	10/10	65
21	国民健康保険広域化等支援基金	医療政策総室	1/2	67
22	産業廃棄物税基金	廃棄物対策課		68
23	水とみどりの森づくり基金	農林水産政策課		69
24	障害者自立支援対策臨時特例基金	障がい者支援総室	10/10	74
25	緑の基金	都市計画課		76

5. 監査の着眼点

- (1) 基金の設置目的は法令等に基づき適切か。
- (2) 基金の積立、取崩しは条例等に基づき適切か。
- (3) 補助金等の交付手続きは条例等に基づき適切か。
- (4) 補助事業等（委託契約を含む）の運営は適切か。
- (5) 基金財産は効率的に運用されているか。
- (6) 基金の存続は必要か。

6. 主な監査手続

- (1) 法令、条例等による設置の適法性の確認
- (2) 質問、資料等による状況の把握
- (3) 関係書類の閲覧、分析、照合
- (4) 基金財産の実査、視察

7. 監査の対象年度

平成 19 年度

ただし、必要に応じて対象年度を含む 5 年間

8. 監査の実施期間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

9. 包括外部監査人および補助者の指名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	山元 修一	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	吉川 栄一	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	井手 智晴	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の数字は、端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

Ⅱ 監査の結果と意見（総論）

1. 特定目的基金の見直し

熊本県は、平成 17 年 2 月策定の「熊本県行財政改革基本方針」において、「今後、極めて厳しい財政状況のなか、財政体質の健全性に留意しつつ、限られた歳入に見合った歳出予算の更なる重点化や効率化等の質的改革を進め、財源不足に対処しながら、県民サービスの維持・充実を図る。」としている。その中で、特定目的基金の見直しに取り組む方針を掲げている。

具体的には、「今後、一般財源の大幅な増加が見込めない財政状況や超低金利の金利情勢を踏まえ、特定目的基金について今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用を図る。」としている。

主な取組事項は次のとおりである。

- ・ 果実運用型基金から取崩型基金への転換
- ・ 最低積立額の見直し
- ・ 適正な基金規模の検討

2. 平成 17 年度以降の取組内容

熊本県は、熊本県行財政改革基本方針に基づく平成 17 年度以降の実施計画の取組結果として、各事業年度の取組内容を次のとおり公表している。

（1）平成 17 年度の取組内容

【果実運用型基金から取崩型基金への転換】

- ・ 環境保全基金について、取崩型基金への転換を決定し、環境保全基金条例を改正するとともに、環境省へ取崩申請（平成 18 年度分）を行い承認を得た。

【最低積立額の見直し】

- ・ 地域福祉基金について、最低積立額の引き下げを踏まえ、積極的に事業に活用した。
- ・ 環境保全基金について、最低積立額の引き下げを踏まえ、条例を改正した。

【適正な基金規模の検討】

- ・ 土地開発基金について、今後の基金運用の在り方や適正な基金規模について検討を行い、平成 18 年度当初予算において基金の取り崩し（20 億円）を行い、規模の縮小を実施した。

（2）平成 18 年度の取組内容

【基金の積極的活用】

- ・ 環境保全基金を一部取り崩し（36 百万円）、環境立県くまもと推進普及啓発事業、干潟等沿岸海域再生推進事業及び環境センター展示室整備事業を実施した。
- ・ 林業担い手育成基金については、取崩し上限額を撤廃し、基金の目的に沿った「緑の雇用担い手対策事業」（5 百万円）等に活用した。
- ・ ふるさと・水と土保全基金については、長期となる債券等による運用は、基金の弾力性が確保できないこと等により見送り、金利上昇局面の中で有利な金利が得られるよう工夫し

て基金を運用する。なお、その運用益を活用し、新規事業として「中山間地域における調査研究事業」（2百万円）を実施するなど、基金事業を充実して展開する。

- ・地域福祉基金については、従来の基金助成事業に加えて、平成18年度当初予算で69百万円を積極的に活用した。また、平成19年度当初予算編成においても積極的な活用を図り、256百万円を計上した。
- ・県立高等学校実習基金については、平成18年度当初予算で基金への積立額を8百万円削減し、実習事業に活用した。また、平成19年度当初予算編成では、事業への活用分とし10百万円計上した。
- ・幹線道路整備基金については、平成18年度当初予算で866百万円を取り崩し、単県幹線道路整備特別事業に加え、道路改築事業（補助事業）に充当した。また、平成19年度当初予算編成においても、積極的な活用を図り394百万円を計上した。

【基金の使途の拡大】

- ・土地開発基金については、平成18年度20億円を取り崩し、財源対策として活用した。

【適正な基金規模の検討】

- ・土地開発基金については、近年の地価下落傾向の中で公共用地先行取得の意義が薄れてきたことから、土地開発基金の役割を終えたものとして、平成19年6月1日をもって「熊本県土地開発基金条例」を廃止する議案を平成19年2月議会に提出し、可決された。
- ・用品調達基金については、総合財務会計システムの再構築に併せ、平成21年度からの運用開始を目指し用品調達システムを開発していることから、平成20年度をもって用品調達基金は廃止することとした。

（3）平成19年度の実施内容

【基金の積極的活用】

- ・地域福祉基金については、従来の基金助成事業に加え、234百万円を積極的に活用（平成20年2月補正後）した。
- ・環境保全基金を一部取り崩し（5百万円）、環境立県くまもと推進普及啓発事業、干潟等沿岸海域再生推進事業及び熊本地域地下水保全対策事業を実施した。
- ・県立高等学校実習基金については、基金への積立額を削減し、事業に活用した。
- ・林業担い手育成基金については、一部取り崩し（21百万円）、基金条例の目的に沿った「豊かな森林づくり人材育成事業」等に活用した。
- ・幹線道路整備基金については、平成19年度に406百万円を取り崩し、単県幹線道路整備特別事業に加え、道路改築事業（補助事業）に充当した。

【基金の見直し】

- ・熊本県土地開発基金条例を廃止する条例が平成19年6月1日に施行され、基金財産の現金67億円について、一般会計に繰り入れた。
- ・用品調達基金については、基金を廃止し一般会計での調達に移行するには、新たな予算執行の仕組みを構築する必要があるため、新財務会計システムの構築に併せて物品調達システムの詳細設計を行い、システム稼働のプログラムの作成に着手した。

3. 過去5年間の基金財産の推移

過去5年間の基金財産の推移は、以下の通りである。

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	所管課
1. 財政調整基金	2,818	1,823	1,827	1,835	1,850	財政課
2. 職員等退職手当基金	134	134	135	0	0	財政課
3. 県有施設整備基金	487	488	3,842	16,135	16,331	財政課
4. 県債管理基金	35,276	37,300	36,381	30,952	23,688	財政課
5. 災害基金	2,105	1,605	2,106	1,664	1,933	財政課
6. 災害救助基金	625	630	630	632	618	健康危機管理課
7. 高等学校実習基金	68	70	71	72	72	高校教育課
8. 育英資金貸与基金	431	356	308	263	232	高校教育課
9. 環境保全基金	400	400	400	364	359	環境政策課
10. 地域福祉基金	2,625	2,148	1,964	1,901	1,692	健康福祉政策課
11. 幹線道路整備基金	3,912	3,400	2,027	1,170	773	監理課
12. ふるさと・水と土保全基金	1,602	1,597	1,591	1,586	1,583	農村整備課
13. 林業担い手育成基金	642	614	588	561	540	林業振興課
14. 用品調達基金	20	20	20	20	20	管理調達課
15. 土地開発基金	18,082	18,082	18,082	10,796	0	管財課
16. 美術品取得基金	562	562	563	565	568	文化課
17. 熊本港周辺海域漁業振興基金	917	868	820	772	725	港湾課
18. 介護保険財政安定化基金	2,517	3,016	3,570	4,373	5,108	高齢者支援総室
19. 中山間地域等直接支払基金	847	9	160	305	417	農村整備課
20. 森林整備地域活動支援交付金基金	560	545	384	227	465	森林整備課
21. 国民健康保険広域化等支援基金	423	549	550	553	557	医療政策総室
22. 産業廃棄物税基金	0	0	0	168	260	廃棄物対策課
23. 水とみどりの森づくり基金	0	0	136	196	170	農林水産政策課
24. 障害者自立支援対策臨時特例基金	0	0	0	1,539	949	障がい者支援総室
25. 緑の基金	0	0	0	0	598	都市計画課
合計	75,060	74,225	76,165	76,661	59,518	

4. 基金の運用

基金の管理に関しては各所管課で行っているが、運用（緑の基金で運用管理する仕組債5億円を除く）については出納局会計課が各所管課から依頼を受け、歳計現金等の運用と合わせて一元的に実施している。

(1) 資金運用方針

- ①歳計現金、歳入歳出外現金及び基金を統合して、効率的な資金運用を行う。
- ②資金は次に掲げる確実な方法により運用する。
 - ・経営が健全と認められる金融機関への預金
 - ・借入金債務と相殺可能な預金
 - ・預金保険法により全額保護される預金
 - ・利払い及び償還が確実な債券による運用
- ③支出及び基金取崩し等に支障をきたさないよう、十分な流動性を確保する。
- ④確実性及び流動性を確保した上で、有利な運用に努める。

(2) 年度別運用利息・利率の状況(資金全体)

資金全体の運用総額、運用利息、平均利率は、次の通りである。

(運用総額・運用利息・平均利率)

(単位:百万円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金	運用総額	531,000	687,000	639,700	522,600	569,100
	利息	25	29	70	467	1,052
	平均利率(%)	0.032	0.029	0.061	0.343	0.759
債券	運用総額	20,446	13,093	9,958	8,911	7,870
	利息	91	104	92	83	79
	平均利率(%)	0.346	0.513	0.704	0.835	0.877
計	運用総額	551,446	700,093	649,658	531,511	576,970
	利息	116	133	162	550	1,131
	平均利率(%)	0.111	0.111	0.126	0.376	0.766

(3) 基金の運用利息の状況

出納局会計課で管理している過去5年間の基金の運用利息は、次の通りである。運用益の配分方法は、預金商品(例:大口定期預金、譲渡性預金)ごとに平均運用率を算定し、利率の高い商品から順に、基金の残高相当分までの利息を基金に配分し、残りを歳計現金分の利息として配分している。よって、基金の運用による平均利率は、資金全体の平均利率より高くなっている。

また、各基金への配分においては、出納局会計課にて一括運用した基金運用益を各基金の残高に応じて按分し基金へ配分している。

(単位:千円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利息額	101,917	118,090	134,528	283,704	539,910
平均利率(%)	0.183	0.179	0.212	0.427	0.805

5. 各基金の指摘事項(総括)

各基金の指摘事項を監査の着眼点からまとめると、以下のようになる。

(1) 基金の設置目的は法令等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
財政調整基金	財政調整用基金(4基金)について	14
県有施設整備基金	基金の積み立て方法について	19

(2) 基金の積立、取崩しは条例等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
県債管理基金	満期一括償還債の基金積立ルールについて	21
	基金運用利息の積み立てについて	21
災害基金	基金積立額について	23
高等学校実習基金	必要基金残高の選定について	28
育英資金貸与基金	基金残高について	30
環境保全基金	基金の使用方法について	33
土地開発基金	平成18年度の債権放棄(熊本県土地開発公社に対する貸付金)について	48
	平成19年度各財産管理分掌者へ引渡した土地について	51
美術品取得基金	基金財産の買い戻しについて	54
障害者自立支援対策臨時特例基金	執行額の返納について	75
緑の基金	仕組債の基金積立額について	77

(3) 補助金等の交付手続きは条例等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
熊本港周辺海域漁業振興基金	補助事業の支出確認について	56
介護保険財政安定化基金	介護保険料未納額に対する資金交付について	59
中山間地域等直接支払基金	交付金の対象となった事業の評価方法について	63
森林整備地域活動支援交付金 基金	市町村の検査体制の支援について	66
緑の基金	基金の取り崩しについて	77

(4) 補助事業等（委託契約を含む）の運営は適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
林業担い手育成基金	高校生対象の研修事業の参加募集について	43
	見積入札について	44
	旅費の委託契約の方法について	44
水とみどりの森づくり基金	業務委託契約の方法について	71

(5) 基金財産は効率的に運用されているか。

基金の種類	指摘事項	頁数
災害救助基金	基金を用いて備蓄している救援物資の管理について	25
	備蓄物資の備蓄及び量について	26
緑の基金	運用資産について	76

(6) 基金の存続は必要か。

基金の種類	指摘事項	頁数
県債管理基金	基金存続の必要性について	21
地域福祉基金	基金の存続について	35
幹線道路整備基金	基金存続の必要性について	37
用品調達基金	基金廃止について	46
美術品取得基金	基金財産の取り崩しについて	54
熊本港周辺海域漁業振興基金	基金の終了後について	57
介護保険財政安定化基金	基金残高について	59
国民健康保険広域化等支援基金	基金の廃止について	67

(7) その他

基金の種類	指摘事項	頁数
職員等退職手当基金	退職手当の財源について	15
育英資金貸与基金	貸付金の回収について	31
ふるさと・水と土保全基金	広報活動について	40
林業担い手育成基金	森林組合幹部に対する研修の必要性について	43
美術品取得基金	特定芸術家の作品収集について	54
水とみどりの森づくり基金	補助金業務の支出後のモニタリングについて	72
	事業実績の公開の内容について	72
出納局会計課	預金及び有価証券の残高について	78
	地域振興局等に対する釣銭現金について	79

(8) 監査意見に添えて提出する意見

基金の種類	指摘事項	頁数
育英資金貸与基金	奨学金制度について	31
中山間地域等直接支払基金	重点的な支援について	64

6. 監査結果のまとめ

熊本県の財政状況は、平成3年のバブル経済崩壊後における経済の低迷に対処するため、県債を増発し、数次にわたり公共投資を積極的に行った結果、多額の県債残高を抱えることとなった。また、長期の景気低迷で県税収入も低迷したことも影響し、極めて厳しい財政状況を迎えてしまった。このような状況に対処するため、平成13年度から5年間を取組期間とする「熊本県財政健全化計画」等を策定し、行財政改革に取り組んできた。

そのような中、県の財政状況は、平成16年11月に全体像が示された国の「三位一体の改革」等の影響により、さらに急速に悪化したため、行財政改革への取り組みに加え、基金の取り崩し、追加的な起債、公債費の繰り延べ等あらゆる財源対策を実施し、なんとか財政収支の均衡を図ってきた。

しかしながら、財政調整用4基金の期首残高については、行財政改革の取り組みのなか平成13年度以降わずかながら増加してきたが、平成19年度から減少に転じ、平成20年度6月の補正予算編成後は約53億円まで減少し、枯渇寸前の状況となってきている。

そこで、本年度の包括外部監査では、財政調整用4基金を含む特定目的基金について、今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用が図られているか検証した。

主な監査結果は、下記のとおりである。

<主な監査結果>

(1) 基金の積極的活用について（果実運用型基金から取崩型基金への転換等）

県は、平成17年度より特に次の6基金を挙げて基金の積極的活用に取り組んできている。

環境保全基金	条例を改正するとともに環境省の承認を得て取崩型基金へ転換し、積極的な活用ができるよう努力しているが、環境保全の重要性が高まる中で事業規模が十分とはいえない。
県立高等学校実習基金	平成16年度に8,995千円の取り崩しを行ったが、その後は取り崩しが行われておらず、十分な活用ができているか疑問である。
ふるさと・水と土保全基金	その事業目的は国土の保全、自然や文化資源等を維持するなど多様な公益的機能を果たし、近年、注目を集めている環境問題にも関連し、実施する事業の重要性は非常に高いと思われる。しかし、現在の低金利状況においては、運用益のみでは必要な事業資金の確保は難しく、果実運用型基金から取崩型基金への転換を行うことを検討する必要がある。

林業担い手育成基金	その事業目的は森林の適正な管理を確保するため、林業の担い手を育成することにある。また、森林の適正な管理により、木材の生産以外に水資源のかん養等の公益的機能を果たし、県民生活の向上に大きな役割を果たしている。平成 18 年度に取り崩しの上限を撤廃し、より積極的な事業への活用を行ってきている。今後の課題としては、より効果の上がる利用の仕方を模索する必要がある。
地域福祉基金 幹線道路整備基金	平成 17 年度から「行財政改革基本方針」に基づく基金の積極的活用による基金の取り崩しが行われている。しかし現状水準の取崩しが行われれば近い将来に基金の残高がゼロとなる可能性があることから、今後の事業展開、基金のあり方について検討する必要がある。

上記のように、限られた財源をもとに事業を展開していることから、各年度で使用できる財源は限られたものとなり、十分な事業が実施できていないことが懸念される。また、現状水準での取り崩しを継続した場合、近年中には基金の残高がゼロとなる可能性が高い基金も存在している。基金の残高がゼロとなった時点で事業を中止するのか十分な検討を実施し、今後の対応を取る必要がある。

(2) 適正な基金規模の検討（最低積立額の見直し）

美術品取得基金	平成 19 年度末の基金残高は 568 百万円であるが、過去 5 年間の美術品の購入実績は最高額で年約 29 百万円程度で、購入実績に対して基金残高が大きい。過剰に積み立てられていると判断される部分については、取り崩しも検討する必要がある。
介護保険財政安定化基金	平成 18 年度、平成 19 年度と 2 年続けて貸付及び交付が発生していない。基金の造成に関して、国庫原資が 1/3 繰り入れられていることを考慮しつつ、適正な基金規模の検討が必要であると思われる。

上記基金については、現状の使用実績に比して基金の残高が過大となっていると判断されるものである。熊本県の財政が逼迫している現状においては、各基金が預金的に財源を確保し、部分最適化することは望ましくなく、熊本県の財政全体としての均衡を図る必要がある。今後 10 年以内に使用する見込額を超過する部分は一般財源に繰り入れる等、適正な基金残高の規模を再度検討する必要がある。

(3) 類似基金の一元管理（統合）について

環境保全基金（環境政策課） ふるさと・水と土保全基金（農村整備課） 中山間地域等直接支払	6 基金は県土の自然環境を保全することにより、水源かん養機能や洪水防止機能などの多様な公益的機能を果たし県民の福祉の向上に役立っている。 この 6 基金については、基金設置の理念が共通している部分が多くあり、基金の目的をより柔軟なものにすることで、一元的な管理が可能に
--	---

<p>基金（農村整備課） 森林整備地域活動支援 交付金基金（森林整備 課） 水とみどりの森づくり 基金（農林水産政策課） 緑の基金（都市計画課）</p>	<p>なると考える。 事業の重複を避け、より効率的かつ効果的な事業の推進を行うため、各基金の所管課の話し合いによる一元的な管理が有効であると思われる。</p>
<p>災害基金（財政課） 災害救助基金（健康危機 管理課）</p>	<p>災害基金は災害の復旧に要する経費その他災害に係る経費の財源に充てるための基金であり、災害救助基金は災害の救助に要する費用の支弁の財源に充てるための基金である。 両基金の違いは、「災害の復旧」と「災害の救助」ということであると思われるが、両基金とも災害関連の基金であり、救助と復旧は災害時に同時進行するもので、区分管理する必要性はないように思われる。両基金については、一元的管理又は統合して管理の方が効率的と思われる。</p>
<p>財政調整用基金(4基金)</p>	<p>平成13年度以降、財政課所管の財政調整基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金の4基金を「財政調整用基金」とし、予算編成の中で年度間の財源調整を図っている。よって、財政調整基金と県有施設整備基金及び県債管理基金の3基金を区別する積極的な理由はなく、基金の管理上は3基金を一元的に管理の方が効率的であると思われる。 しかし、職員等退職手当基金は、債務的な要素がある県職員の退職手当に対する積立金で、他の3つの財政調整用基金とは性格が異なり、本来は財政調整用基金としての位置づけは適切ではないと思われる。また、職員等退職手当基金に関しては、早急に、退職手当の支給に備え退職手当債の発行に替えて、将来世代の負担を軽減するための財源等の対策を検討すべきである。</p>

上記の基金については、それぞれ設立の趣旨が異なることから、使用目的も区別され、別々に管理されている。しかし、事業分野をより大きく捉えることで同じ目的の範疇で管理できるとも考えられる。より大きな財源とすることで、より大きな事業展開も可能となる。また、基金の管理に関する手間も省けることから、コスト面でのメリットも期待される。今後基金を一括管理することを検討する必要がある。

(4) 基金の廃止について

幹線道路整備基金	平成 17 年度から熊本県行財政改革基本方針に基づく基金の積極的活用により、平成 21 年度には枯渇することが予想される。幹線道路整備基金条例に規定されていない幹線道路整備事業は一般財源等が充てられていること、現在進行中の行財政改革において財政調整用基金として当基金の取り崩しが行われていること等を考慮し、当基金の存続は残高が枯渇するまでが相当と考えられる。
用品調達基金	熊本県行財政改革基本方針に基づく平成 19 年度実施計画における特定基金の見直しの中で、用品調達は一般会計での調達に移行するとしている。 平成 20 年度までに物品調達システムの構築を進め、平成 21 年度以降において用品調達基金は廃止予定である。
熊本港周辺海域漁業振興基金	平成 33 年度をもって終了することが決定している。
国民健康保険広域化等支援基金	平成 14 年度の基金設置以来、当基金事業は一度も実施されていない。基金の造成に対して国庫原資割合が 1/2 繰り入れられているが、事業の実施がないことを考慮し、基金の廃止を検討する必要があると思われる。
障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成 18 年度に全額を国から交付された交付金を財源として、平成 20 年度までの特別対策事業を実施するための基金である。なお平成 20 年度に平成 23 年度まで事業が延長された。よって、基金は、平成 23 年度終了後精算し平成 24 年 12 月末に廃止予定である。

上記基金については、過去設立時に存在した基金を必要とする環境が、時代の変遷とともに変化してしまい、現時点では基金の存在意義が低くなってしまっているものである。現代のように環境の変化が著しい時代にあっては、どうしても基金を必要とする環境も変化してしまうことは避けられない。上記基金については今後廃止を検討するか、残高がゼロとなった時点で事業を中止すべきと考える。

また、その他の基金についても、定期的に設立時に必要とされた環境が変化し、現状では存在意義が低下していないか、定期的に見直す必要がある。

II. 監査の結果と意見（各論）

熊本県財政調整基金（財政課）

1. 制度の目的

地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3及び第7条第1項の規定により、健全な財政運営に資するため年度間の財源の調整に必要な資金を積み立てるため、熊本県財政調整基金を設置（以下「基金」という。）する。

2. 根拠法令等

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）

熊本県財政調整基金条例（昭和36年3月28日条例第14号）

3. 管理運用状況

過去5年間の基金の運用状況は、平成15年度以降運用利息の積み立てが行われているだけであり、取り崩しは平成16年度において地方交付税の削減等に伴い1,000百万円の基金取り崩しが行われている以外取り崩しは行われていない。

当基金は、県債管理基金、県有施設整備基金及び職員等退職手当基金（平成18年度末以降基金残高はゼロ）を含め財政調整用4基金と位置付けられ、各基金に関しての積み立て及び取り崩しは、県財政の収支バランスを勘案し、財政課において当初予算、補正予算及び専決予算の編成、承認の手続きを経てなされる。なお、地方自治法第179条（長の専決処分）により年度末に最終補正予算を編成し、次期開催の県議会において報告、承認がなされる。

ところで、過去5年間、平成16年度以外は積み立てのみで取り崩しが行われていない理由は、主として熊本県県債管理基金が財政調整用の基金として一般会計へ繰入れが行われたことによる。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		2,813,499	2,818,658	1,823,732	1,827,609	1,835,680
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息	5,159	5,074	3,876	8,071	14,764
	積立額計	5,159	5,074	3,876	8,071	14,764
取崩額	一般会計へ繰入	—	1,000,000	—	—	—
	特別会計繰入	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	1,000,000	—	—	—
当年度末現在高		2,818,658	1,823,732	1,827,609	1,835,680	1,850,445

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	1,947,219	1,447,802	1,544,620	1,611,255	1,605,335
有価証券	871,438	375,930	282,988	224,425	245,109
基金期末残高	2,818,658	1,823,732	1,827,609	1,835,680	1,850,445
運用益	5,159	5,074	3,876	8,071	14,764

4. 監査の結果と意見

当基金は、平成15年度以降、平成16年度において地方交付税の削減等により1,000百千円の取り崩しを行った以外取り崩しはなく、各年度基金運用利息の積み立てが行われているのみの状況であり、法令、条例等に準拠し、設置目的に沿って積み立て及び取り崩しが行われていると考えられる。

(1) 「財政調整用基金」(4基金)について

平成13年度以降県では、財政課所管の職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金の3基金を含め「財政調整用4基金」として4基金を位置づけ、予算編成の中で年度間の財源調整を図っている。

【意見】

現状では、財政調整基金と県有施設整備基金及び県債管理基金の3基金を区別する積極的な理由はなく、基金の管理上は3基金を一括して管理することが効率的ではないと思われる。

なお、職員等退職手当基金は、債務的な要素がある県職員の退職手当に対する積立金で、他の3つの財政調整用基金とは性格が異なり、本来は財政調整用基金としての位置づけは適切ではないと思われる。

熊本県職員等退職手当基金（財政課）

1. 制度の目的

熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 32 年熊本県条例第 40 号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、熊本県職員等退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県職員等退職手当基金条例（昭和 48 年 3 月 26 日条例第 9 号）

3. 管理運営状況

過去 5 年間の基金の運用状況は、平成 18 年度まで一般会計からの新たな繰入は行われず、積立額は運用利息のみとなっている。平成 18 年度末に積立額の全額 135,321 千円を退職金に充当するため取り崩しを行い、それ以後は基金の積立は行っていない。

（過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
前年度末残高	134,301	134,547	134,789	135,076	0	
積立額	一般会計から繰入					
	運用利息	246	242	286	244	0
	積立額計	246	242	286	244	0
取崩額	一般会計へ繰入			135,321		
	取崩額計					
当年度末残高	134,547	134,789	135,076	0	0	

（基金財産の内訳表）

（単位：千円）

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
現金・有価証券	134,547	134,789	135,076	0	0
基金期末残高	134,547	134,789	135,076	0	0

4. 監査の結果と意見

（1）退職手当の財源について

過去 5 年間の退職手当の支給金額及び退職者数は、下記の表のとおりである。

平成 17 年度が最低額で 14,686 百万円、平成 19 年度が最高額で 19,739 百万円となっている。熊本県は厳しい財政状況の中、過去 5 年間では平成 17 年度まで基金の取り崩しを行わず、退職手当を支給していた。しかし、平成 18 年度は 135,321 千円の基金を取り崩し、なお不足する財源を補うため 3,427,000 千円の退職手当債（目的別県債）を発行し資金の調達を行っている。平成 19 年度も財源不足の手当てとして、6,500,000 千円の退職手当債を発行し資金の調達を行っている。さらに、平成 20 年度は、財源不足を補うため 7,190,000 千円の退職手当債の発行を予定している。

(過去5年間の退職手当の支給額)

(単位：百万円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
知事部局 (退職者数)	3,290 (149)	3,680 (196)	3,159 (171)	3,252 (172)	4,472 (221)
警察本部 (退職者数)	2,562 (96)	2,400 (93)	2,923 (117)	3,753 (149)	3,940 (159)
教育委員会 (退職者数)	10,664 (2,323)	10,232 (2,460)	8,604 (2,372)	9,724 (2,450)	11,327 (2,483)
支給合計額 (退職者数)	16,516 (2,568)	16,312 (2,749)	14,686 (2,660)	16,729 (2,771)	19,739 (2,863)

(平成20年度以降15年間の退職手当の見込額)

(単位：百万円)

年 度	知事部局	警察本部	教育委員会	合計
平成20年度	4,885	4,475	11,444	20,804
平成21年度	4,910	4,617	11,697	21,224
平成22年度	5,500	3,622	11,169	20,291
平成23年度	4,290	3,373	12,778	20,441
平成24年度	4,529	2,749	12,647	19,925
平成25年度	5,043	3,556	12,757	21,356
平成26年度	4,478	2,734	15,140	22,352
平成27年度	4,399	3,451	14,995	22,845
平成28年度	5,116	2,802	15,217	23,135
平成29年度	3,800	2,750	15,867	22,417
平成30年度	3,907	2,883	16,116	22,906
平成31年度	3,771	2,693	15,997	22,461
平成32年度	3,771	2,599	16,532	22,902
平成33年度	3,939	2,036	19,382	25,357
平成34年度	4,612	1,930	17,341	23,883
合 計	66,950	46,270	219,079	332,299

退職手当債発行額（予定額）

(単位：千円)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（予定）
知事部局	809,000	1,950,000	2,272,000
警察本部	1,936,000	2,080,000	2,353,000
教育委員会	682,000	2,470,000	2,565,000
支給合計額	3,427,000	6,500,000	7,190,000

【意見】

平成20年度以降の退職手当の見込額は、上記の表のとおりである。

平成18年度以降、県は厳しい財政状況のなか、退職手当支給のため退職手当債の発行を始めた。その後、退職手当債の発行額は増加傾向にある。一方、退職手当は平成24年度まではやや減少するが、その後は増加し始め平成33年度の見込額は25,357百万円に達する。平成20年度以降15年間で、毎年19,900百万円から25,300百万円の退職手当の資金が必要となると見込まれる。現在の県の財政状況を考えるとその財源は、退職手当債の発行に頼らざるを得ないと思われる。平成19年度末の退職手当債の残高は9,890,100千円であるが、平成20年度以降の退職手当見込額を見ると、退職手当債の発行額がさらに増加するであろうと容易に推測される。しかし、退職手当債の発行は、将来世代に大きな負担を強いることになる。早急に、退職手当の支給に備え退職手当債の発行に代えて、将来世代の負担を軽減するための財源の対策を検討

すべきである。

<参考>

地方公共団体財政健全化法での将来負担比率の算定に際し、将来負担額として加算される退職手当負担見込額は監査時点で 220,999,844 千円である。

熊本県県有施設整備基金（財政課）

1. 制度の目的

熊本県の県有施設の整備に要する経費の財源に充てるため、熊本県県有施設整備基金を設置（以下「基金」という。）する。

2. 根拠法令等

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県県有施設整備基金条例（昭和52年3月12日条例第5号）

3. 管理運用状況

当基金は本来、県有施設の整備に関する費用に充てるために設けられたものであるが、①県有施設の整備という投資的経費は毎年度同程度の支出があること、②投資的経費に対する基金の規模が小さいこと等を理由に、個々の県有施設整備事業の財源としてではなく、他の財政調整用の基金（財政調整基金、職員等退職手当基金、県債管理基金）と合わせて、一般会計全体に対する財源調整用の基金として利用されている。

過去5年間の基金の運用状況については、以下のとおり平成17年度以降の一般会計からの繰入は、財政調整用として一般財源の財政管理費から積立てられたものであり、また平成15年度以降運用利息が積み立てられている。なお、過去5年間は、基金の取崩しは行われていない。

過去5年間、積立のみで取崩しが行われていない理由は、主として県債管理基金が財政調整用の基金として一般会計へ繰入れが行われたことによる。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
前年度末現在高	486,356	487,248	488,125	3,842,667	16,135,634	
積立額	一般会計から繰入	-	-	3,353,504	12,279,638	65,900
	特別会計から繰入	-	-	-	-	-
	運用利息	891	877	1,037	13,329	129,776
	積立額計	891	877	3,354,541	12,292,967	195,676
取崩額	一般会計へ繰入	-	-	-	-	-
	特別会計繰入	-	-	-	-	-
	補助金交付	-	-	-	-	-
	取崩額計	-	-	-	-	-
当年度末現在高	487,248	488,125	3,842,667	16,135,634	16,331,311	

（過去5年間の基金財産の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	336,607	387,507	3,766,925	14,162,932	14,168,065
有価証券	150,641	100,618	75,742	1,972,702	2,163,245
基金期末残高	487,248	488,125	3,842,667	16,135,634	16,331,311
運用益	891	877	1,037	13,329	129,776

4. 監査の結果と意見

(1) 基金の積み立て方法について

当基金は、県有施設の整備に要する費用に充てるためという名目で積み立てられているのが、①県有施設の整備という投資的経費は毎年度同程度の支出があること、②投資的経費（平成19年予算でおよそ1,700億円）に対して基金の規模が小さいこと等を理由に、個々の県有施設整備事業の財源としてではなく、他の財政調整用の基金（財政調整基金、職員等退職手当基金、県債管理基金）と合わせて、一般会計全体に対する財政調整用の基金として利用されており、条例に示されているような本来の目的のための積み立て、取り崩しが行われていない。

【意見】

基金の運用についても他の基金と一体となっていることから、現状では財政調整基金との区分をする積極的な理由に乏しく、財政調整基金と一旦統合するなどし、県財政に余裕ができた際に改めて県有施設整備基金としての積立・取崩のルールを定め、運用していくことも一つの方法ではないかと考える。

熊本県債管理基金（財政課）

1. 制度の目的

県債の償還に必要な財源を確保し、県債の適正な管理を行い、県財政の健全な運営に資するため、熊本県債管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）

熊本県債管理基金条例（平成元年9月28日条例第47号）

熊本県公債管理特別会計条例（平成16年3月8日条例第6号）

平成15年度「地方債に関する調査研究委員会」報告書（（財）地方債協会）

3. 管理運用状況

過去5年間の管理運用状況は、次のとおりである。

毎年度、一般会計での当年度予算編成に基づき利息見込み額の積み立て、補正予算に基づく積み立て及び地方財政法第7条第1項の法定積み立て（前年度剰余金の2分の1以上）を行っている。また、平成18年度より公債管理特別会計からの満期一括償還債に係る償還資金を「積立ルール」に基づき積み立てている。

平成16年度以降、県債の償還元本資金（一般会計と特別会計を合わせ平成19年度の償還元本139,741百万円）等の財源を含む県全体の財源不足対策による取り崩しが行われている。

基金の積み立て及び取り崩しに関しては、満期一括債を除き財政調整基金に記載したとおり財政課所管の4基金を「財政調整用基金」と位置付け一元的に管理している。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		22,982,715	35,276,648	37,300,064	36,381,287	30,952,640
積立額	一般会計から繰入 （内：前年度剰余金1/2）	12,251,786 (4,883,259)	3,622,360 (3,622,360)	1,243,815 (1,243,815)	3,679,158 (3,679,158)	4,689,719 (4,689,719)
	運用利息	42,147	63,047	79,281	160,819	244,040
	公債管理特別会計から繰入	—	—	—	590,000	2,180,000
	積立額計	12,293,933	3,685,407	1,323,096	4,429,977	7,113,759
取崩額	一般会計へ繰入	—	1,661,991	2,241,874	9,858,624	14,378,121
	公債管理特別会計へ繰入	—	—	—	—	—
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	1,661,991	2,241,874	9,858,624	14,378,121
当年度末現在高		35,276,648	37,300,064	36,381,287	30,952,640	23,688,279

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	24,370,240	29,611,304	30,593,141	27,168,447	20,550,529
有価証券	10,906,408	7,688,760	5,788,145	3,784,193	3,137,749
基金期末残高	35,276,648	37,300,064	36,381,287	30,952,640	23,688,279
運用益	42,147	63,047	79,281	160,819	246,919

4. 監査の結果と意見

(1) 満期一括償還債の基金積立ルールについて

満期一括償還債に係る県債管理基金の積立てに関しては、平成15年度「地方債に関する調査研究委員会」報告書（(財)地方債協会）における基金積立て例に基づき、熊本県でも発行3年間据置き後、当初債券元本の6%を各年度償還期間まで積み立てる熊本県の「積立ルール」により計画的に県債の償還に必要な財源が平成18年度より積み立てられており、適切に処理されていると考えられる。

【意見】

今後の県財政状況によっては現行の「積立ルール」が変更されることも想定され、「積立ルール」に関しては当基金条例の下での「県債管理基金積立要領」等として正式に制定し、県として現時点での積立基準を明確にしておくことも不可欠である。

(2) 基金運用利息の積み立てについて

平成19年度の基金運用利息として会計課より246,919千円が通知され、平成18年度末時点での満期一括償還債の基金積立残高590,000千円に対応する運用利息として2,879千円を公債管理特別会計に繰り入れ、残額の244,040千円を満期一括償還債分を除く県債管理基金分として基金に繰り入れ処理している。

【意見】

- ① 当基金の中を満期一括償還債に係る積み立て・取り崩しとそれ以外の積み立て・取り崩しとに管理上区分することは財政管理の面からも有効であると考えられる。また、満期一括償還債に係る基金への積立から生じる利息については、満期一括償還債の利払いの財源に充てるべく公債管理特別会計へ繰り入れされており、「市場公募地方債に係る満期一括償還方式の導入について（平成4年1月20日）」の通知の考え方にに基づき適切に処理されている。
- ② なお、平成19年度での運用利息の按分計算には誤りがあり、現行の考え方で計算すると公債管理特別会計へ繰り入れる利息額は本来4,706千円となり、基金への積立額が1,827千円過大に積み立てられていた。

(3) 基金存続の必要性に関して

当基金に関しては、県債残高の償還に備える財源として積み立ては不可欠であり、また、県債の管理を行い適正な県財政運営上からも必要である。

【意見】

なお、平成18年度から実施されている満期一括償還債に係る県の「積立ルール」による積み立てが平成20年度以降も引き続きできるかどうかは今後の県財政状況を考慮すれば困難なことが想定され、「積立ルール」の見直しをいずれは検討されるべきと考える。

熊本県災害基金（財政課）

1. 制度の目的

災害の復旧に要する経費その他災害に関連する経費の財源に充てるため、熊本県災害基金「以下（基金）という。」を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県災害基金条例（昭和32年12月21日条例第59号）

3. 管理運用状況

当基金の過去5年間の運用状況は、次の通りである。

当基金の積み立てに関する規則等は特にないが、毎年各年度末に20億円程度の基金残高が残るように積み立てを行っている。平成17年度、平成19年度の一般会計からの繰り入れは、前年度と当該年度において発生した災害の復旧費用に充てるため基金の取り崩しを行ったことを受け、その補充のための積み立てである。また、基金の運用利息を毎年積み立てている。

取り崩しに関しては、予算編成の際に災害復旧関連事業に該当する事業のうち、国庫負担分や県債で措置した分を除いた残額を、基金を取り崩して充当している。過去5年間の主な取り崩しは、平成16年度、平成17年度は台風による豪雨災害等に対する災害復旧費に充当するため、平成18年度、平成19年度は山都町、美里町を中心とした集中豪雨被害に対する災害対策費に充当するためである。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		2,101,348	2,105,202	1,605,024	2,106,587	1,664,309
積立額	一般会計から繰入	-	-	999,808	-	700,000
	特別会計から繰入	-	-	-	-	-
	運用利息	3,853	3,790	3,411	9,184	13,313
	積立額計	3,853	3,790	1,003,219	9,184	713,313
取崩額	一般会計へ繰入	-	503,968	501,656	451,463	444,028
	特別会計繰入	-	-	-	-	-
	補助金交付	-	-	-	-	-
	取崩額計	-	503,968	501,656	451,463	444,028
当年度末現在高		2,105,202	1,605,024	2,106,587	1,664,309	1,933,594

（過去5年間の基金財産の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	1,454,341	1,274,176	1,797,354	1,460,835	1,677,470
有価証券	650,861	330,847	309,233	203,474	256,123
基金期末残高	2,105,202	1,605,024	2,106,587	1,664,309	1,933,594
運用益	3,853	3,790	3,411	9,184	13,313

4. 監査の結果と意見

(1) 基金積立額について

当基金は、災害復旧に要する費用及びその関連費用に充てるために積み立てられているが、積立額や積立残高に関する明確なルールがないため、年度によっては基金残高が目標額（20億円）に達していない場合がある。

【意見】

積立額が一定しない理由として、各年度において、積立の原資となる剰余金の発生が一定しないことなどが挙げられるが、財政課の管轄する他の基金（財政調整4基金）と比較すると、災害時における臨時の支出に備えるという当基金の重要性は高いため、積立額の限度をルール化し、その額を維持する必要性は高い。

反面、一旦災害基金として積み立てると、災害復旧及びこれに類する事業以外への基金利用はできなくなるため、厳しい県財政の運用をさらに制限する可能性もある。したがって、これらの問題点を踏まえつつ、他県における災害発生時の復旧必要経費の事例や、県がどの程度の災害を想定してこれに備えるのかを明確にして、必要な積立額を設定した上で運用することが望まれる。

熊本県災害救助基金（健康危機管理課）

1. 制度の目的

災害救助法による救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、熊本県災害救助基金（以下「基金」という）を設置する。

2. 根拠法令等

災害救助法第 37 条、第 38 条第 1 項

災害救助法施行令第 26 条

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県災害救助基金条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 37 号）

3. 管理運用状況

当基金は、基金積立最低額が法律（災害救助法第 38 条第 1 項）により定められている。法律によれば熊本県の場合、平成 19 年度は 616,053 千円の基金の積み立てが必要とされている。過去 5 年間の最低額は、次のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
積立最低額	627,529	592,847	575,489	585,383	616,053

各年度末を基準に次の計算式にて算定

最低額＝前年度前 3 年間の普通税収額（決算額）の平均年額×5/1000

平成 15 年度、平成 16 年度の一般会計からの繰り入れは、平成 15 年度に発生した災害救助費用の支出により、積立最低額を基金が下回ったために積み立てたものである。

基金の取り崩しに関しては、災害救助のために費用の支弁が必要になった際に、基金を取り崩して支出する。平成 15 年度、平成 19 年度の取り崩しは、平成 15 年度に発生した県南集中豪雨災害（水俣市）及び平成 19 年度に発生した熊本県大雨災害（美里町）の災害救助費の県負担額である。

また、緊急時の支出、物資の提供に備えるため、積立金額のうち 20 百万円については、常時支出可能な預金として別途管理されているとともに、物資（飲料水等災害救援物資）として、16 百万円程度の物品を保管している。

（過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高	649,498	625,934	630,509	630,338	632,957
積立額	一般会計から繰入	751	4,104	-	-
	特別会計から繰入	-	-	-	-
	運用利息	1,170	1,108	1,296	2,618
	積立額計	1,922	5,212	2,797	2,618
取崩額	一般会計へ繰入	24,531	-	-	-
	特別会計繰入	-	-	-	-
	補助金交付	-	-	-	-
	備蓄物資の更新	954	637	1,466	-
取崩額計	25,486	637	1,466	-	
当年度末現在高	625,934	630,509	630,338	632,957	618,935

- ①平成 15 年度、平成 16 年度の一般会計からの繰入は、すべて備蓄物資の購入のためである。
購入物資は主に乾パン、携帯用トイレ、ウォーターバッグ（災害時に小児でも背中に水を入れて持ち歩くことができる専用のバッグ）である。
- ②平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度の備蓄物資の更新は、乾パンなど消費・使用期限がある物資につき、期限が経過したものを処分したものである。

(過去 5 年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	424,079	491,451	518,642	540,936	522,488
有価証券	189,788	122,415	95,019	75,344	79,775
備蓄物資	12,066	16,641	16,676	16,676	16,671
基金期末残高	625,934	630,509	630,338	632,957	618,935

4. 監査の結果と意見

(1) 基金を用いて備蓄している救援物資の管理について

災害救助基金については、法第 41 条の規定により、その一部を救援物資として保有することが認められている。

<災害救助法第 41 条>

災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

1. 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
2. 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入
3. 第 23 条第 1 項に規定する給与品の事前購入

<同 23 条 1 項>

救助の種類は、次のとおりとする。

1. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

熊本県では約 16 百万円分の物資を保有しているが、物資の受け払い、および賞味期限の切れた物資の廃棄について、管理手続が定められていない。特に物品の廃棄については、購入同の際に合わせて廃棄の連絡文書が添付されているのみである。このような現状の管理状況では、受け払いの管理がルーズになり、物資が正当な用途以外の用途に流用される可能性もある。

【改善】

物品の受け払いについては、当期の監査委員事務局による監査でも管理が不十分との指摘を受けており、改善を検討中とのことであった。同様に、賞味期限や使用期限の切れた物資の廃棄に際しても、管理部署以外の者が確認の上、実際に使用期限の切れた物品のみが廃棄されていることを証跡として残しておき、第三者が廃棄状況を確認できるようにする必要がある。

(2) 備蓄物資の種類および量について

熊本県における救援物資の備蓄状況は、別表のとおりとなっているが、ここ数年間、備蓄物資の種類や量、保管場所について見直しが行われていない。

現在、物資の備蓄場所についても基準が明確でなく、本庁から離れた場所での災害時に、物資をただちに供給できない可能性もある。さらに、同様に備蓄を行っている日本赤十字社の備蓄物資と重複している部分もある。現状では、災害が発生した時に災害救助・支援に必要な物資が、効果的・効率的に被災者に提供できない恐れがある。

【意見】

他県での災害事例等を元に、備蓄物資の種類や量、保管場所について、適切な見直しが必要と思われる。また、現在健康危機管理課で保管している救援物資に限らず、他の部局で備蓄している食糧・資材等の中にも災害救援時に利用可能なものがあるはずであり、これらを部局横断的に把握し、備蓄物資を見直すことも必要と思われる。

(別表) 平成 20 年 8 月 31 日現在の備蓄物資および保管場所

品目	数量 単位	合計		県庁倉庫		地域振興局	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
毛布	枚	3,100	6,515	1,063	2,498	2,037	4,017
ゴザ	枚	2,686	2,556	1,110	1,235	1,576	1,321
タオルケット	枚	51	96	0	0	51	96
Tシャツ	枚	500	250	500	250	0	0
乾パン	ケース	20,000	2,862	1,000	136	19,000	2,725
飲料水 (ペットボトル)	ケース	3,000	472	3,000	472	0	0
ウォーターバッグ	個	3,000	1,134	3,000	1,134	0	0
ケットイレ	個	120	2,646	120	2,646	0	0
合計		32,457	16,534	9,793	8,463	22,664	8,070

熊本県高等学校実習基金（教育委員会高校教育課）

1. 制度の目的

熊本県高等学校実習基金（以下「基金」という）は、熊本県立高等学校の実習に使用する施設（土地を含む）及び設備の設置に要する費用に充てるため設置されたものである。

具体的に「実習に使用する施設」とは、県立の農業又は水産学科を有する高校の実習に用いる施設・設備をいい、建物、車両、船舶等がこれにあたる。

基金として積み立てる額は毎年度予算で定めることとされており、天候被害等があった場合に必要な額を取り崩している。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県高等学校実習基金条例（昭和 41 年 3 月 30 日条例第 25 号）

熊本県立学校実習資金特別会計条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 36 号）

産業教育振興法（昭和 26 年 6 月 11 日法律第 228 号）

3. 管理運用状況

当基金は昭和 41 年度から開始され、平成 19 年度までに 121,496 千円が積み立てられている。いっぽう取り崩しは昭和 47 年に初回取り崩しが行われた後、全 9 回、合計金額 63,779 千円が取り崩されている。また、当基金には実習船購入基金も含まれている。当該部分は昭和 45 年度から積み立てが開始され、基金残高の最高額は平成 9 年に 16,458 千円あったが、平成 10 年以降取り崩され、平成 13 年度以降は残高がゼロとなっている。

当基金に関しては「熊本県立高等学校実習資金特別会計」が設置されており、当該特別会計において生産物売り払い収入、一般会計繰入金、基金繰入金、基金から生じる収入等が歳入として処理される。また、実習のための公有財産購入費及び基金への積立額が歳出として処理される。過去 5 年間では、平成 16 年度、平成 18 年度、平成 19 年度に特別会計から基金へ積み立てがなされている。

なお、平成 16 年度の取崩は台風被害によるビニールハウスの補修・更新のためである。

（過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		68,769	68,769	70,584	71,996	72,779
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息	—	—	—	—	—
	特別会計から積立	—	10,810	1,412	783	—
	積立額計	—	10,810	1,412	783	—
取崩額	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—
	特別会計繰入	—	8,995	—	—	—
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	8,995	—	—	—
当年度末現在高		68,769	70,584	71,996	72,779	72,779

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金・有価証券	68,769	70,584	71,996	72,779	72,779
基金期末残高	68,769	70,584	71,996	72,779	72,779

4. 監査の結果と意見

(1) 必要基金残高の算定について

当基金の期末残高は過去5年間ほぼ横ばいで推移しているが、行財政改革に伴う基金の積極的活用という方針を受け、各校では平成21年度から向こう4年間の備品更新計画を策定し、今後維持すべき必要基金残高を算定している。

【意見】

過去の5年間の使用実績は平成16年度の8,995千円のみで、その後取り崩しがなく基金残高が増加していることを考えれば、基金としての必要額を検討する必要がある。

また、基金繰り入れの原資は、基本的に各高校の生産物売払収入であることから、取り崩しに関しても、各高校で「稼いだ」金額をそれぞれの判断で利用できるようにすることは各学校にインセンティブを与え、意識の向上につながると考えられる。

熊本県育英資金貸与基金（高校教育課）

1. 制度の目的

育英資金貸与基金（以下、「基金」という）は、向学心に富む学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与するために設置されたものである。

育英資金制度は以下の貸与区分となっている。

- ①大学貸与：大学・短大に在学する者を対象とする。
- ②修学貸与：高校・高専・専修学校に在学する者を対象とする。
- ③育英貸与：高校・専修学校（高等課程のみ）に在学する者を対象とする。

このうち、修学貸与は従前から実施されてきたものであり、育英貸与は平成 17 年度から独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）から事務移管されたものである。貸与月額、貸与期間は同じであるが採用基準が異なり、両者を併用することはできない。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 27 号）

熊本県育英資金貸与基金特別会計条例（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 28 号）

熊本県育英資金貸与規則（昭和 47 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号）

3. 管理運用状況

当基金は昭和 47 年度から開始し、これまで一般財源からの繰り入れが延べ 9 ヶ年度、合計 532,412 千円、寄付金を主体とするその他の財源からの繰り入れが延べ 4 ヶ年度、合計 15,300 千円行われており、過年度の積立額合計は 547,712 千円となっている。なお、平成 19 年度の積立金 9,000 千円は民間からの寄付金受入によるものである。

一方、基金の取崩は平成 14 年度から開始されており、平成 19 年度までに 314,948 千円が取り崩されている。その結果、平成 19 年度末の基金残高は 232,764 千円となっている。

当基金については「育英資金貸与基金特別会計」が設置されており、基金への繰り入れ及び基金からの取り崩しは当該特別会計で処理されている。したがって、上記の取崩額は全て特別会計への繰り入れという形で行われている。

また、当基金は貸付事業であるから、債権の管理が重要となる。このため所管課では育英資金管理システムを導入し、債権の発生・回収に関する管理を行うとともに、滞納者については個別の滞納者ファイルを作成して督促経過等を記録している。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移) (単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		500,618	431,199	356,517	308,941	263,284
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息	—	—	—	—	—
	寄付金受入	—	—	—	—	9,000
	積立額計	—	—	—	—	9,000
取崩額	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—
	特別会計繰入	69,419	74,682	47,576	45,657	39,520
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	69,419	74,682	47,576	45,657	39,520
当年度末現在高		431,199	356,517	308,941	263,284	232,764

(過去5年間の基金財産の推移) (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金・有価証券	431,199	356,517	308,941	263,284	232,764
基金期末残高	431,199	356,517	308,941	263,284	232,764
運用益	920	778	765	1,317	2,124

(育英資金貸与基金特別会計の決算数値推移) (単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	前年度繰越金	1,594	2,165	3,678	75,871	203,507
	国庫補助金	67,994	109,791	338,539	703,461	1,067,755
	財産運用収入	920	778	765	1,317	2,124
	寄付金	—	—	—	—	9,000
	一般会計繰入金	12,570	57,266	180,669	177,417	158,236
	基金繰入金	69,419	74,682	47,576	45,657	39,520
	貸付金元利収入	58,159	60,556	73,341	98,254	124,206
	延滞利息	1,011	1,217	863	1,228	1,063
	年度後返納	—	30	138	171	270
	歳入計	211,668	306,486	645,570	1,103,377	1,605,683
歳出	貸付金	202,043	271,394	558,072	878,789	1,176,446
	償還金、利子	—	—	—	8,815	15,237
	積立金	—	—	—	—	9,000
	報酬	5,132	4,976	6,186	6,728	6,313
	共済費	678	687	805	947	767
	旅費	1,084	1,052	827	863	1,029
	需用費	218	400	816	750	684
	役務費	220	442	985	960	813
	委託料	125	23,682	962	966	1,523
	使用料及び賃借料	—	173	1,043	1,048	1,043
歳出計	209,503	302,808	569,699	899,869	1,212,858	
繰越金	2,165	3,678	75,871	203,507	392,825	

4. 監査の結果と意見

(1) 基金残高について

育英資金貸与事業は従前から県が実施してきた事業（大学貸与、修学貸与）と日本学生支援機構（旧日本育英会）から事務移管された事業（育英貸与）とに大別される。

修学貸与と育英貸与は貸与月額、貸与期間は同じであるが、採用基準が異なり両者の併用は認められていない。このうち、育英資金貸与基金が活用されてきたのは大学貸与及び修学貸与事業であり、その資金（育英資金）は基金の運用から生じる収益その他をもって充てる（熊本県育英資金貸与基金条例第6条）とされている。

しかし、上記の運用実績から分かるように毎年の運用益は育英資金貸与事業に必要な資金額には達していない。現在は貸与事業に占める育英貸与の比率が大きく、貸与事業全体としてみれば、貸与事業の原資の大部分が交付金であり、基金の繰り入れを原資としているものは修学貸与及び大学貸与に限られる。また、基金は毎年取り崩されて特別会計に繰り入れられており、これは基金を優先的に事業原資として利用するという方針に基づいている。

【意見】

基金残高は毎年減少してきているが、所管課では基金残高として、今後の交付金削減も考慮し1億円程度の維持を考えている。貸付事業に占める割合が大きい育英貸与の原資となる交付金が削減された場合、貸与事業全体に与える影響が大きいので、多少の余裕を持って基金残高を保持することが必要と思われる。ただし、この場合基金残高に関しては必要に応じて再検討する必要がある。

(2) 貸付金の回収について

平成16年度以降の教育資金貸与の調定額、収入済額、未納額、収入率は、次のとおりである。

(教育資金貸与の調定額・収入済額・未納額・収入率) (単位：千円)

年度	調定額	収入済額	未納額	収入率(%)
平成16年度	85,598	61,804	23,794	72.20
平成17年度	100,636	74,342	26,293	73.87
平成18年度	132,006	99,654	32,352	75.49
平成19年度	171,238	125,540	45,697	73.31

教育資金貸与金の収入率は、平成16年度が72.20%と最も低く、平成18年度が75.49%と最も高くなっている。しかし、どの年度も高い収入率とはいえない。

育英資金は貸付金を回収し、その資金を再度貸付に回すことで維持されるのであるから、回収率を向上させることが育英資金貸与事業の継続のためには非常に重要な要因となる。しかし現状では回収率が低く、このままでは貸与事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

【意見】

所管課では、個別の滞納整理カードを作成し、電話による督促や個別訪問等を実施しているが、収入率は70%台と低調なものになっている。収入率を上げるため、今以上に資金借入者への啓蒙を行うとともに、重点回収期間を設けるなど対策の検討が必要と思われる。

5. 監査意見に添えて提出する意見

(1) 奨学金制度について

育英資金貸付基金は本来、基金の運用益をもって育英資金の貸し付けを行うために設置されたものである。しかし奨学金制度に関して、貸付事業だけではなく資金の償還義務がない奨学金も必要ではないかと思われる。教育格差が指摘されている現在、支給型の奨学金制度を設けることは本県の将来にとって必ず有益となるものと考えている。

現在、世界経済及び日本経済が危機的な状況にあり、県財政も極めて厳しい財政状態にあるため、基金の「積極的活用」を行わざるをえない。この様な時にこそ、優秀な人材育成のためにも支出を惜しまず、積極的な基金の活用を考えるべきである。

熊本県環境保全基金（環境政策課）

1. 制度の目的

地域の環境保全を図るため、熊本県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県環境保全基金条例（平成 2 年 3 月 8 日条例第 2 号）

3. 管理運用状況

当基金は、平成 2 年に地方交付税 2 億円と環境省の国庫補助金 2 億円を財源に 4 億円積立て、その運用益で事業を実施してきた。しかし、低金利による運用益の減少から、「熊本県行財政改革基本方針」に基づく特定目的基金の見直しの一環として、かつ、地域における更なる環境保全を図るために、平成 17 年 12 月に熊本県環境保全基金条例を改正し、取崩し型の基金とした。

過去 5 年間、運用利息以外の積立は行われていない。

過去 3 年間の基金の取り崩し状況及び平成 20 年度の取り崩し見込額は以下の通りである。

（過去 3 年間の基金の取り崩し状況）

（単位：千円）

年度	事業内容	使用額
平成17年度	環境白書、エコファミリーノートの作成	850
平成18年度	環境立県くまもと推進普及啓発事業	4,600
	干潟等沿岸海域再生推進事業	535
	環境センター展示室整備事業	30,423
	環境白書作成等	1,766
計		37,326
平成19年度	環境立県くまもと推進普及啓発事業	4,530
	干潟等沿岸海域再生推進事業	192
	熊本地域地下水保全対策事業	441
	環境白書作成等	2,931
計		8,094
平成20年度 （予算）	環境立県くまもと推進普及啓発事業	5,890
	干潟等沿岸海域再生普及啓発事業	865
	くまもとEco燃料拡大推進事業	42
	身近な川の環境調査事業	585
	水環境保全活動支援事業	201
	ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業	2,919
計		10,502

上記からもわかるように、基金によって実施される事業は、環境に関する施設を整備するといったハード面ではなく、普及啓発といったソフト面での活動が中心である。特に環境立県くまもと推進普及啓発事業に対する予算が多く、同事業の一環として NPO 法人くまもと温暖化対策センターが主催する「くまもと環境祭」において、熊本県主催で「地球温暖化防止活動推進シンポジウム」を開催している。

また、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業の一環として、現在ホームページの立ち上げを準備している。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移) (単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		400,000	400,000	400,000	400,000	364,440
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息	733	720	850	1,766	2,931
	積立額計	733	720	850	1,766	2,931
取崩額	一般会計へ繰入	733	720	850	37,326	8,094
	特別会計繰入	—	—	—	—	—
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	733	720	850	37,326	8,094
当年度末現在高		400,000	400,000	400,000	364,440	359,276

(過去5年間の基金財産の推移) (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金	276,332	317,546	338,063	319,884	311,686
有価証券	123,667	82,453	61,936	44,555	47,589
基金期末残高	400,000	400,000	400,000	364,440	359,276
運用益	733	720	850	1,766	2,931

4. 監査の結果と意見

(1) 基金の使用方法について

基金設立当初は運用益のみ事業に使用していたことから、この低金利時代においては微々たる金額にしかならず、十分事業が行えていなかった。そこで平成18年度から元本を取り崩して事業を実施しているが、それでも年間1千万円程度と十分な予算とはいえない。

他の自治体では以下のような活動に基金が使用されている。

- ・ 広報PR情報誌の発行
- ・ 太陽光発電等を利用した住民参加型の共同発電の普及推進事業
- ・ 環境保全に関する学術研究（団体・個人）に対する助成
- ・ 世界遺産等の観光施設におけるアイドリング・ストップやゴミ持ち帰りの街頭PR
- ・ 低公害車フェアの開催

【意見】

上記のように、他の自治体においては熊本県で実施されていないさまざまな取組みがなされており、熊本県においてもより一層の取組みが望まれるところである。限られた予算で県民の環境に対する意識を高くもってもらえるようにするには、熊本県の環境がいかに変化しつつあるかについての特集番組を作成する等の、より環境破壊を実感できるPRが必要であると考え。

環境保全の声が高まる近年こそ、より多くの予算を投じて普及啓発活動を実施する時期と考える。よって、1千万円程度の支出を長年に渡って続けるのではなく、より効果的な事業に短期的に支出することも検討すべきである。

熊本県地域福祉基金（健康福祉政策課）

1. 制度の目的

地域福祉の増進のため、熊本県地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

当基金は、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の推進のために実施された「高齢者保健福祉推進特別事業」により設置された基金である。

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」とは「ゴールドプラン」とも呼ばれ、高齢者の保健福祉サービス分野における基盤整備を目的として、平成2年度から平成11年度までの10ヶ年間に緊急に取り組むべき施策について策定された戦略をいう。また、「高齢者保健福祉推進特別事業」とは、高齢者保健福祉の増進のために地域主導で地域の実情に応じた施策を展開させることを目的として実施された事業であり、当該事業の推進にあたって民間活動にインセンティブを与えることを目的として地域福祉基金が設置されている。

基金の設置にあたっては地方交付税が措置されており、これに自主財源を加えて基金が設置された。熊本県の場合、平成3年度に地方交付税12億円と自主財源8億円の計20億円で設置され、その後平成4年度及び平成5年度に交付税措置された24億円を加えた44億円が積み立てられ、基金の運用益をもって各種民間団体等が行う先駆的な福祉事業に対する助成を行ってきている。

2. 根拠法令等

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県地域福祉基金条例（平成3年7月5日熊本県条例第34号）

熊本県地域福祉基金運営要綱

熊本県地域福祉基金助成金交付事務取扱要領

3. 管理運用状況

地域福祉基金は平成3年度から保持されているが、助成にともなう支出については過去2回取り扱いが変更されている。

平成4年度から平成12年度までは補助率が50%である「一般助成事業」及び補助率100%の「特別助成事業」並びに「県直営事業」の3事業が実施されていた。事業費合計は最高で1億20百万円、最低で32百万円であり、9年間の事業費平均は74百万円であった。

平成13年度から平成16年度までは一般助成事業を休止し、特別助成事業と県直営事業のみが実施された。支出額は最高32百万円、最低25百万円であり、4年間の平均事業費は27百万円である。また、平成12年度から利息収入の減少による助成費不足及び「介護保険財政安定化基金」への繰り出しのため基金原資の取り崩しが開始された。同基金へは平成12年度から平成14年度にわたり、合計1,320百万円が繰り出されている。

その他、平成14年度には「国民健康保険広域化等支援基金」へ104百万円が繰り出され、平成14年度から平成19年度に至るまで「こども総合療育センター」の建設費等に合計1,062百万円が支出されている。

平成17年度に特別助成事業が廃止され、公募による一般助成事業と県直営事業が実施されることとなった。同年度からは「行財政改革基本方針」に基づく基金の積極的活用として基金が取り

崩されている、その際取崩水準は設定せず、予算編成時に活用事業及び金額が決定されている。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		3,001,423	2,625,669	2,148,017	1,964,226	1,901,952
積立額	一般会計から繰入			11,558		
	運用利息	5,520	4,727	4,541	8,520	15,435
	積立額計	5,520	4,727	16,099	8,520	15,435
取崩額	一般会計へ繰出	355,678	456,462	182,489	56,415	210,407
	特別会計繰出					
	助成金交付	25,596	25,917	17,401	14,379	14,899
	取崩額計	381,274	482,379	199,890	70,794	225,306
当年度末現在高		2,625,669	2,148,017	1,964,226	1,901,952	1,692,081

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金・有価証券	2,625,669	2,148,017	1,964,226	1,901,952	1,692,081
基金期末残高	2,625,669	2,148,017	1,964,226	1,901,952	1,692,081
運用益	5,520	4,727	4,541	8,520	15,435

4. 監査の結果と意見

(1) 基金の存続について

基金の残高は平成11年度末残高4,488百万円をピークとして年々減少しており、平成19年度末残高は1,692百万円となっている。

基金の取り崩しに関しては、各所管課の取り崩し見込みを健康福祉政策課が調整し、各課が予算要求したものが各年度の歳入・歳出の一部として処理されているが、今後基金をどうするかといった方針については具体的に検討されていないようである。

【意見】

現状、このままでは10年以内に基金残高はゼロになってしまうような取り崩しのペースである。高齢者保健福祉推進特別事業に基づく、地域福祉基金を存続させるのか否か、存続させるとしたら適切な基金残高はどの程度なのか、という点について検討する必要がある。

熊本県幹線道路整備基金（監理課）

1. 制度の目的

県土の均衡ある発展に資する幹線道路の重点整備に要する経費の財源に充てるため、熊本県幹線道路整備基金（以下「基金」という）を設置する。

なお、基金の全部又は一部を処分できる重点整備区間は、基金条例では①宇城市から天草市までの「熊本天草幹線道路」、②上益城郡益城町から阿蘇郡南阿蘇村までの「熊本阿蘇幹線道路」及び③玉名郡南関町から荒尾市及び玉名郡長洲町までの「南関 IC～荒尾長洲幹線道路」となっている。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県幹線道路整備基金条例（平成 3 年 7 月 5 日 条例第 39 号）

3. 管理運用状況

過去 5 年間の基金への積み立ては、平成 15 年度以降基金運用利息のみである。

平成 15 年度以降では各年度幹線道路重点整備区間の事業費に充てるため、基金の取り崩しがなされており 5 年間で 3,605,624 千円取り崩されている。基金の取り崩し額は、幹線道路重点整備区間事業費（道路改築費（地域高規格道路）事業及び単県幹線道路整備特別事業）のうち県債を発行してもなお不足する分を取り崩している。

なお、条例上、基金の処分については知事決裁ではあるが、熊本県庁処務規程第 8 条第 1 項に基づき部長専決事項となっている。

（過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		4,338,158	3,912,132	3,400,573	2,027,301	1,170,254
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息	7,973	7,064	7,227	8,953	9,399
	積立額計	7,973	7,064	7,227	8,953	9,399
取崩額	一般会計へ繰入	434,000	518,624	1,380,500	866,000	406,500
	特別会計繰入	—	—	—	—	—
	取崩額計	434,000	518,624	1,380,500	866,000	406,500
当年度末現在高		3,912,132	3,400,573	2,027,301	1,170,254	773,154

（過去 5 年間の基金財産の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	2,702,626	2,699,604	1,713,392	1,027,182	670,742
有価証券	1,209,505	700,969	313,908	143,072	102,412
基金期末残高	3,912,132	3,400,573	2,027,301	1,170,254	773,154
運用益	7,973	7,064	7,227	8,953	9,399

4. 監査の結果と意見

幹線道路整備基金は、法令、条例等に準拠し、設置目的に沿って積立て、取崩しが行われ、対象事業の財源に充当されている。

なお、平成 19 年度における対象事業の概要は以下の通りであった。

(単位：千円)

重点整備区間事業名	総事業費	うち、基金取崩し
熊本天草幹線道路	1,220,000	355,500
熊本阿蘇幹線道路	50,000	7,000
南関IC～荒尾長洲幹線道路	300,000	44,000
計	1,570,000	406,500

(1) 基金存続の必要性について

当基金は平成 12 年度において運用利息以外での積み立て 1,300,000 千円がなされた以降は各年度基金運用利息のみが積み立てられており、平成 9 年度末 7,043,467 千円の基金残高をピークに年々残高は減少している。

平成 20 年度においても 476,000 千円の基金取り崩し予算が編成されており、運用利息のみの積立てでは平成 20 年度末の当基金残高が約 3 億円程度となる。また、対象となっている幹線道路重点整備は今後も継続実施されることから考えれば、当基金残高は平成 21 年度末には枯渇することが予想される。

県として、県土の均衡ある発展のため天草や阿蘇等の幹線道路整備を進めることは、県民サービスの上では不可欠である。また、幹線道路整備基金条例においてその幹線道路整備事業を確実に実施するためには、一般財源とは切り離された基金として存続する意義はあると考えられる。

【意見】

しかし、幹線道路整備基金条例には規定されていない地域高規格道路である「熊本西環状道路の整備事業」には、財源として県債発行や一般財源が充てられており、また、現在実行されている行財政改革の過程において財政調整用として当基金の取り崩しがなされている。

以上のことを考慮すると、当基金の存続は残高が枯渇するまでが相当と考えられる。

熊本県ふるさと・水と土保全基金（農村整備課）

1. 制度の目的

中山間地域及び中山間地域と一体として支援することが効果的であると認められる地域（以下「中山間地域等」という。）における地域住民活動（土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の有する多面的機能を良好に発揮させるための住民が共同して行う活動をいう。）並びに農地が存する山腹その他の地域で知事が定める基準に該当するもの（以下「棚田地域」という。）における保全活動（農地及び土地改良施設の保全及び利活用に係る都市住民等も交えた組織的かつ継続的な地域住民の共同活動をいう。）を支援し、それらの活性化を図るため、熊本県ふるさと・水と土保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県ふるさと・水と土保全基金条例（平成 5 年 12 月 17 日条例第 63 号）

3. 管理運用状況

農業生産に資する役割を持つ農地や土地改良施設（用排水路やため池、取水堰など）は、そればかりにとどまらず併せて国土の保全に資する役割、自然（景観など）や文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有している。このような機能を良好に発揮させるためには農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動（地域住民活動）の活性化を図ることが重要であることから、農地や土地改良施設の利用に関係する地域住民活動の多様な展開を促し、地域活力の向上を図ることが必要である。このような観点から、県では「水と土基金」を設置し、その運用益（利息）等により地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用を促進する活動に対して支援する事業を行う。この支援事業のため、平成 5 年度から平成 9 年度の 5 ヶ年間で基金を造成（基金造成額 10 億円）した。

また、棚田地域の有する公益的な国土保全機能の維持増進や優れた景観等を活用した地域の活性化などを図るため「棚田基金」を造成し、その運用益等により保全活動への都市住民等の参加促進や保全活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な保全活動への支援などを行う。この支援事業のため、平成 10 年度から平成 12 年度の 3 ヶ年間で基金を造成（基金造成額 6 億円）した。

上記、二つの目的を持つ支援事業を行うため、基金としては一体化させ「中山間ふるさと・水と土保全基金」と称している。

過去 5 年間の基金の繰り入れは、運用利息のみである。

支援事業に関しては、毎年、当基金を所管する農村整備課で予算書を作成するとともに、当該推進対策委員会や指導員をまじえて、事業計画を策定している。

事業実施後は、実績報告の提出を求め、「プロジェクト評価表」を作成し事業の評価を行っている。事業の評価については、1 次評価を部内で行い、2 次評価は部内リーダーが企画課長に説明し、3 次評価を熊本県総合計画推進委員会が加わって行っている。

平成 19 年度の事業の実績は、次の通りである。

<平成19年度中山間ふるさと・水と土保全対策事業 実績>

項目	事業内容	金額(千円)
【中山間地域保全対策】		
調査研究事業	モデル集落の現地調査、地域資源保全や利活用の課題整理等 (前年度からの新規事業 本年度は山鹿市及び天草市の集落で実施)	2,871
小 計		2,871
研修事業	①全国研修会への職員の参加、指導員等の派遣 (昨年度同等程度 計5名) ②ふるさと水と土指導員全体研修会の実施 ③ふるさと水と土指導員ブロック研修会等の実施 ④ふるさと水と土指導員の任期満了等に伴う認定 (証明書・カードの発行等)	274 201 78 11
小 計		564
推進事業	①対策委員会、推進委員会の開催 (本委員会) ②第10回ふるさと・水と土保全啓発事業の実施 (棚田保全に関する啓発用DVDの作成) ③県企画による保全PR活動 (フォト五七五) ④地域住民活動への支援 9市町村15地区(熊本市・菊池市・阿蘇市・天草市・城南町・美里町・大津町・南阿蘇村・湯前町)	43 1,911 580 4,385
小 計		6,919
計(中山間)		10,354
【棚田地域保全対策】		
保全ネットワーク推進事業	①地域情報誌「Danだんくまもと(Vol.9)」10,000部作成 ②「棚田ふれあい探訪体験会」の実施 5地区(山鹿市・宇城市・山都町・水俣市・上天草市9~11月) (棚田地域の企画、体験を通じた交流、保全啓発)	1,368 1,380
小 計		2,748
研修事業	①全国棚田サミットへの出席・指導員の派遣 (指導員2名)(全国の保全活動情報収集及び整備手法調査) ②ふるさと学習会の開催 2地区(八代・上益城コース 7~8月)	115 717
小 計		832
推進事業	①支援対象組織として登録した住民組織が行う保全活動への支援 5市町9地域(山鹿市・山都町・水俣市・苓北町・上天草市)	2,146
小 計		2,146
計(棚田)		5,726
総 計		16,080

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位:千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高	1,607,137	1,602,670	1,597,987	1,591,967	1,586,855
積立額	一般会計から繰入	0	0	0	0
	運用利息	2,955	2,902	3,379	6,796
	積立額計	2,955	2,902	3,379	6,796
取崩額	一般会計へ繰入	0	0	0	0
	事業費	7,422	7,585	9,399	11,907
	うち補助金交付	2,700	3,000	3,825	3,988
	取崩額計	7,422	7,585	9,399	11,907
当年度末現在高	1,602,670	1,597,987	1,591,967	1,586,855	1,583,591

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	1,110,262	1,268,590	1,345,466	1,392,850	1,373,829
有価証券	496,875	329,397	246,501	194,005	209,762
基金期末残高	1,607,137	1,597,987	1,591,967	1,586,855	1,583,591
運用益	2,955	2,902	3,379	6,796	12,816

4. 監査の結果と意見

(1) 広報活動について

平成19年度の事業実績を調査した結果、その事業の内容は基金の設置目的に沿い、大変評価できるものと思われる。たとえば、地域情報誌「Dan だんくまもと」、「フォト五七五」「タナダイレブン」等を読むと、面白く大変役に立つ冊子であり、その中で熊本県には「日本の棚田百選」に認定を受けた棚田が11か所もあることを知ることが出来た。

【意見】

これらの冊子等は、配布場所などが限られており、県民で読む機会のある人は非常に少ないと思われる。情報を受け取る人が少ないことは、この基金の目的が達成されていないことと同じことと考えられる。今後の課題としては、冊子の配布場所等を考慮し、出来るだけ多くの県民にこの事業内容を知って貰うよう広報活動の検討が必要である。

当基金の存在は熊本県だけでなく日本全土にとって必要であり、その為にも存続させるべき基金と考える。

熊本県林業担い手育成基金（林業振興課）

1. 制度の目的

林業担い手の減少、高齢化が急速に進行する中で、将来的に林業活動の維持については森林の適正な管理を確保するため、地方自治法第 241 条に基づき条例で熊本県林業担い手育成基金（以下「基金」という。）を設置し、その運用益等により、林業担い手の技術向上対策、組織強化対策及び森林林業の社会的評価向上対策等を計画的、安定的、永続的に展開することを目的とする。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県林業担い手育成基金条例（平成 7 年 6 月 26 日条例第 47 号）

3. 管理運用状況

当基金は森林山村検討会の結果を受けて、森林・山村対策「森林整備担い手対策のための基金」への財政措置による平成 7 年度本県配分額を基金として造成し、平成 8、9 年度には積み増しを行い、総額 7 億円規模の基金とした。

平成 7 年 6 月補正	280,000 千円	基金設置
平成 8 年度当初	220,000 千円	積み増し
平成 9 年度当初	200,000 千円	積み増し
計	700,000 千円	

熊本県の森林は木材等の生産の他、水資源のかん養等公益的機能の発揮により、県民生活の向上に大きな役割を果たしている。しかしながら、木材価格の低下等により林業が停滞し、林業担い手の減少および高齢化、農山村地域の過疎化が著しく進行し、林業生産活動はもとより森林の適正な状態の維持が危ぶまれる状況にある。

（林業就業者総数の推移）

（単位：人）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
林業就業者総数	4,472	3,589	3,009	2,405	1,655
65歳以上	294	294	463	482	384
割合	6.6%	8.2%	15.4%	20.0%	23.2%

このため、「熊本県林業担い手育成基金条例」（平成 7 年 6 月 26 日施行、熊本県条例第 47 号）による林業担い手育成基金およびその運用益等を活用して、林業担い手の育成・確保のために必要な事業を実施し、もって林業生産活動の維持増進並びに森林管理の推進に努めている。

(主な事業内容)

事業区分		実施主体
大区分	小区分	
1. 林業労働力確保支援センター事業	(1) 広報活動	財団法人 熊本県林業従事者育成基金(以下「(財)育成基金」という)〔補助〕
	(2) 林業技能作業士養成研修	
	(3) 改善計画作成指導	
	(4) 新規就業者支援	
2. 林業労働力確保支援センター活動支援事業		(財) 育成基金〔補助〕
3. 林業担い手研鑽事業	(1) 林業技能競技会	(財) 育成基金〔補助〕
	(2) くまもと林業担い手の元気づくり会	くまもと林業担い手の元気づくり大会実行委員会〔負担金〕
4. 高校生対象研修事業	(1) 地域林業実践体験推進事業	地域振興局
	(2) 林業視察・体験事業	
5. 女性林業担い手事業	(1) 女性林業担い手研修会	林業振興課
	(2) 技能向上研修会	地域振興局

同様に林業従事者を支援する組織として、「財団法人 熊本県林業従事者育成基金」(以下「(財)育成基金」という)が存在している。熊本県との役割分担は、熊本県が個人事業主である林家および林業従事者、さらに林業系高校生、女性林業担い手まで幅広く担い手育成を目的にしているのに対して、(財) 育成基金は林業事業体における従事者の社会保険等の加入促進などの助成事業を主な目的としている。ただし、平成9年11月に「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、(財) 育成基金を「熊本県林業労働力確保支援センター」に指定し、林業従事者に対する林業技能向上等に関する研修業務を担うこととなったことから、現在県としては上記一覧表のうち4および5の業務だけを独自業務としている。

活動の結果、熊本県内の林業への新規従事者は以下のような推移をみせている。

(新規就業者総数)

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規就業者総数	61	86	81	47	135	95	79	70	99
(内訳) 森林組合	48	67	62	25	97	75	49	43	61
民間事業体	13	19	19	22	38	20	30	27	38

過去5年間の基金残高の推移は以下のとおりである。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高	671,278	642,392	614,858	588,114	561,644
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—
	運用利息	1,238	1,164	1,311	2,510
	国庫補助金	3,515	2,427	2,361	829
	積立額計	4,753	3,591	3,672	3,339
取崩額	一般会計へ繰入	10,911	9,667	6,817	7,891
	特別会計繰入	—	—	—	—
	補助金交付※	22,728	21,458	23,599	21,918
	取崩額計	30,124	28,698	28,055	28,980
当年度末現在高	642,392	614,858	588,114	561,644	540,207

※平成18年度からは「緑の雇用担い手対策事業」の委託料を含む。

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金	443,785	488,116	497,050	492,979	468,651
有価証券	198,607	126,742	91,064	68,665	71,555
基金期末残高	642,392	614,858	588,114	561,644	540,207
運用益	1,238	1,164	1,311	2,510	4,569
利回率 (%)	0.18	0.18	0.21	0.43	0.81

※会計課の作成している各年度の5月末時点の「基金の保管状況調べ」より金額を転載している。

4. 監査の結果と意見

(1) 森林組合幹部に対する研修の必要性について

緑の雇用担い手対策事業の一環として、講師養成研修が実施されている。当該研修は、新規従事者の定着を図る目的で、指導方法、労働安全、高性能機械などの集合研修や架線集材研修を行い、事業体内OJT研修に係る講師を養成するものである。さらに、林業の先進地で技術等の研修を受け、得た知識を持ち帰り、地元の林業従事者に対して指導する講師を育成することに目的がある。この研修の参加者が作成した「先進地研修報告書」の内容を査閲したなかで、「研修の目的、目標等について、事前に森林組合側から参加者に対して明確な説明をしてもらえれば、研修がもっと有意義なものとなった」とのコメントがよせられていた。

これは研修参加者を出している各地域の森林組合側が、事前に研修の目的等を十分説明していない場合があるようで、参加者が十分研修の趣旨を理解しないまま研修に参加していたためである。

【意見】

研修実施者側は、ときには研修参加者の危機感の低さを感じることもあるとのことである。本来複数回参加している団体がほとんどであることから、毎年レベルアップした内容になるはずであるが、毎年同じような内容を指導する必要があるようである。現状のように研修の趣旨を理解しないまま、所属団体の指示で参加しているようなケースがある現状では、研修の効果が低くなっていることが懸念される。

今後、所属団体の幹部に対して意識の改革をしてもらえるような指導・研修をすることで、研修に対する積極的な協力を求め、研修の効果を上げていく必要があると考える。

(2) 高校生対象の研修事業の参加者募集について

高校生対象の研修事業の募集については、現在林業関係の学科をもっている高校だけを対象に行っている。

【意見】

林業に興味を持つ学生を増やしていくためには、より広い範囲で研修参加者を募集する必要があるが、林業関係の学科をもつ高校（県内では5校のみ）に限定して募集するのでは十分ではないと思われる。

必ずしも林業関係の学科を有する高校の卒業生のみが林業に従事しているわけではなく、他の高校を卒業した学生も林業に従事するケースはある。よって、今後林業関係の学科を有する高校に限定するのではなく、より広く一般の高校にも研修への参加を募集したほうがよいと考える。

(3) 見積入札について

委託契約について見積入札を実施しているが、予定価格、見積価格、落札者は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予定価格	4,253	3,591	3,265
A見積価格	4,130	3,572	3,257
B見積価格	—	3,990	4,000
落札者	(財) 育成基金	(財) 育成基金	(財) 育成基金
落札率	随意契約	99.4%	99.7%

【意見】

上記のようにここ数年は同一の団体が続けて落札しており、落札率もほぼ100%に近い。入札形式をとっているものの、ほとんど競争関係は生じておらず、価格引き下げ努力が働きにくい状況になっていることが懸念される。

現在、入札への参加は2団体のみであるが、実際には同事業を受託できる能力を有する団体はその2団体しかない。また、2団体のうち落札者である(財)育成基金は「熊本県林業労働力確保支援センター」に指定されており、熊本県の林業に関する担い手を育成するための重要な機関となっている。センターに指定されていることから、同団体が委託されている業務を実施することが効率的かつ効果的であり、あえて入札形式をとる必要性があるか疑問である。今後、補助事業として入札コストの削減を図ることを検討する必要がある。

(4) 旅費の委託契約の方法について

委託契約について、研修旅行等の旅費も含めて委託料を設定している。研修旅行については、委託業務の仕様を決定する際に林業振興課において予定地を設定するが、最終的には受託団体側が状況により決定しているため、研修先が変更となる場合も発生している。また参加人員が予定数と乖離する場合も多い。これらの原因から、旅費の実績額が予算額と異なる結果となり、年度末に委託料の変更届が出されている。旅費については当初の予算どおり発生しないことが多く、変更届を出す必要が生じやすいものとする。

【意見】

今後、旅費は委託料には含めず、年度末に一括して実費精算の方が望ましいと考える。また、そもそも旅費の予算と実績が大きく乖離することがないように、研修旅行等については事前にコンペ形式をとる等して、入札団体側の専門的な知識を反映した予算の作成を検討する必要があると考える。

熊本県用品調達基金（管理調達課）

1. 制度の目的

用品の集中購買（製造、加工及び修繕を含む。以下同じ。）を実施することにより、用品調達に関する事務の簡素化及び効率化を図るため、熊本県用品調達基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県用品調達基金条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 26 号）

熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 27 号）

熊本県用品調達規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 21 号）

3. 運用状況

用品の集中購買とは、用品調達にかかる事務の簡素化及び効率化を図るため、県で使用する物品の購買を集中的に行っているものであり、県外所在の地方支出機関を除くすべての知事部局、警察本部、教育庁、各種委員会事務局等を対象にしている。

集中購買を行うことにより、事務の簡素効率化を始め、競争性を高め有利な価格で契約できるなどの利点がある。

平成 19 年度までは集中調達案件を対象に、部分的に電子入札（見積）を行っていたが、平成 20 年度からはすべての集中調達案件を対象に、原則として電子入札を行っており、契約結果も全てホームページ上で公開している。

なお、熊本県用品調達基金は、平成 20 年度で廃止予定である。

<用品の区分>

（1）直払用品

各所属からの要求に基づき購入し、直ちに交付するものであり、「備品」、「消耗品」及び「印刷物」に区分される。

購入金額により、管理調達課において、競争入札又は随意契約を行っている。

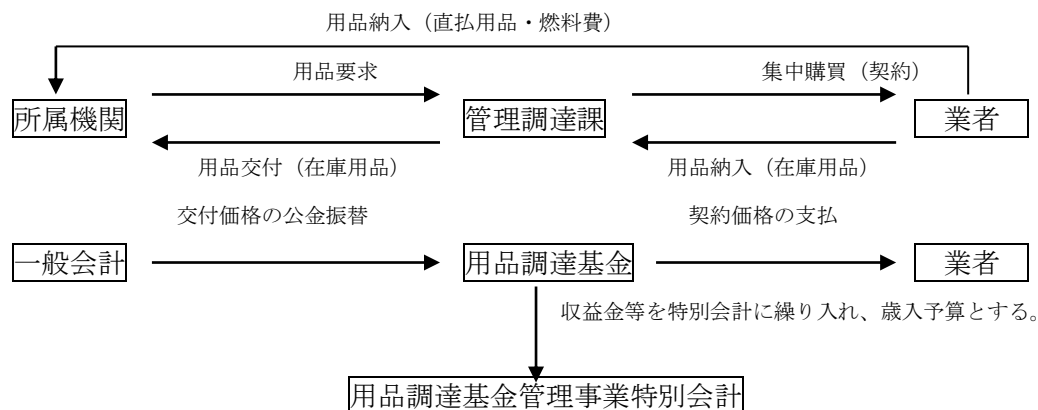
（2）在庫用品

各所属で共通的に使用する一般事務用品や封筒等の印刷物については、あらかじめ管理調達課で在庫用品として購入し、毎週木曜日の午後に用品交付所において交付している。（平成 20 年度まで）

（3）燃料券取扱用品

県で使用する燃油類で、単価契約を行い燃料券により購入するものであり、管理調達課で一括契約を行っている。（県警本部が調達する燃油類は、集中購買の対象外である。）

(事業の仕組み・体系図)



(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
前年度末残高	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
積立額	所属機関へ通知した 交付額	2,146,271	1,882,858	2,014,166	2,173,480	1,809,650
	収入計	2,146,271	1,882,858	2,014,166	2,173,480	1,809,650
取崩額	業者へ通知した契約 額	2,105,047	1,845,679	1,977,879	2,140,394	1,775,624
	収益金の用品特会へ の繰入	41,224	37,179	36,287	33,087	34,026
	支出計	2,146,271	1,882,858	2,014,166	2,173,480	1,809,650
当年度末残高	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	16,608	16,439	17,001	17,493	8,786
在庫用品	3,392	3,561	2,999	2,507	11,214
基金期末残高	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

4. 監査の結果と意見

(1) 基金廃止について

熊本県行財政改革基本方針に基づく平成19年度実施計画における特定目的基金の運用方法や基金規模等の制約の見直しの中で、用品調達基金を廃止し一般会計での調達へ移行するため、新財務会計システムの構築に併せて新たな物品調達システムの構築を進めるとしている。

新たな物品調達システムの運用開始に併せて、平成21年度以降において用品調達基金は廃止予定である。

【意見】

用品調達基金の設置目的は、「集中購買を実施することにより、用品調達に関する事務の簡素化及び効率化を図るため」とあるが、特に基金を設置しなくても一般会計で集中購買を実施すれば、用品調達に関する事務の簡素化及び効率化は同じように図れる。また、用品調達基金は、僅か2千万円の基金で年間約20億円の用品を購入するという極めてまれな基金である。

用品調達基金は長年にわたり有効に機能していたと思われるが、現在は単なる通過勘定的な基金になっている。用品調達基金を廃止し、一般会計での用品の調達に移行する判断は適切であると思われる。

熊本県土地開発基金（管財課）

1. 制度の目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため熊本県土地開発基金（以下「土地開発基金」という。）を設置する。なお、土地開発基金は平成 19 年 6 月に廃止された。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県土地開発基金条例（第 32 号）

熊本県土地開発基金管理規則

3. 管理運用状況

過去 2 年間の管理運用状況は、次の通りである。

<平成 18 年度>

- ①平成 18 年度は、土地の取得件数は 1 件（317.35 ㎡）で支出総額 28,200 千円、平成 18 年度までに取得した土地のうち平成 18 年度中に一般会計へ引渡しを行ったものは 4 件（33,530.94 ㎡）で収入総額 601,111 千円である。
- ②熊本土開発公社への貸付金（5,285,668 千円）は、平成 18 年 10 月に A 銀行との間に民事調停が成立したので全額債権放棄している。ただし、債権放棄した中で 1,785,668 千円は、県が公社に依頼して土地を先行取得させるために貸付けた土地開発基金であるため、当該土地の所有権を無償で県へ移転することによる免除である。
- ③熊本県土地開発基金条例第 6 条の規定により、現金のうち 2,000,000 千円を処分し、一般会計に繰り入れた。
- ④なお、基金の保管に伴う銀行等利息 32,478 千円、基金財産の貸付料 3 千円、合計額 32,482 千円は土地先行取得事業特別会計の平成 18 年度収入として繰り入れた。

<平成 19 年度>

- ①平成 19 年度は、土地の取得件数は 1 件（485.7 ㎡）で支出総額 47,598 千円、平成 19 年度までに取得した土地のうち平成 19 年度中に一般会計へ引渡しを行ったものは 1 件（2,166 ㎡）で収入総額 53,500 千円である。
- ②熊本県土地開発基金条例を廃止する条例が平成 19 年 6 月 1 日に施行され、基金を廃止し、土地は基金財産から公有財産へ財産区分を変更するとともに、現金 6,690,264 千円は一般会計へ繰り入れた。
- ③なお、基金の保管に伴う銀行等利息 14,331 千円、基金財産の貸付料 3 千円、合計額 14,335 千円は土地先行取得事業特別会計の平成 19 年度収入として繰り入れた。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		18,082,000	18,082,000	18,082,000	18,082,000	10,796,331
積立額	一般会計から繰入	—	—	—	—	—
	運用利息等	10,938	12,524	15,460	32,482	14,335
	小計	10,938	12,524	15,460	32,482	14,335
取崩額	一般会計へ繰入	—	—	—	2,000,000	6,690,265
	土地先行取得事業 特別会計へ繰入	10,938	12,524	15,460	32,482	14,335
	債権放棄（土地開 発公社）	—	—	—	5,285,669	—
	各財産管理分掌者 へ引渡し	—	—	—	—	4,106,066
	小計	10,938	12,524	15,460	7,318,151	10,810,666
当年度末現在高		18,082,000	18,082,000	18,082,000	10,796,331	0

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金等	6,889,762	7,022,036	8,111,452	6,684,363	0
土地	5,336,140	5,253,866	4,684,879	4,111,968	0
貸付金	5,856,098	5,806,098	5,285,669	0	0
基金期末残高	18,082,000	18,082,000	18,082,000	10,796,331	0

(参考) 熊本県土地開発公社について

昭和46年7月、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県の開発行政の積極的かつ計画的な推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として、民法34条に基づく財団法人熊本県土地開発公社が設立された。平成47年に「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、同年10月31日に特別法人熊本県土地開発公社に組織変更され、その後長年にわたり公有地の先行取得等の事業を実施してきた。

ところが、県は平成14年2月に作成した「熊本県行政システム改革プラン」において、用地の先行取得の意義が薄れていること等の理由から、土地開発公社の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこととした。

その後、平成15年3月、公共事業の減少や地価の下落傾向の中で用地の先行取得の意義が薄れていること、工業団地等の面的な開発事業についても厳しい局面を迎えていること、さらに当公社の経営状況は資本準備金等の剰余金の取り崩しで対応する極めて厳しい状況にあること等の理由から、今後の継続的な事業の実施は困難と判断し、平成18年度に解散するとの方針が決定された。

そして、平成18年3月に「土木部所管の県出資団体等に対する県の関与見直し実行計画」において、平成18年度末までに熊本県土地開発公社を廃止する計画が策定され、平成19年3月に廃止された。

4. 監査の結果と意見

(1) 平成18年度の債権放棄（熊本県土地開発公社に対する貸付金）について

土地開発基金の運用に関して、熊本県土地開発基金管理規則第5条第1項第3号において「県の依頼により熊本県土地開発公社が国、県又は他の地方公共団体のために土地の先行取得をす

る場合の当該公社への貸付け」が規定されている。この規定に基づき県は土地開発基金を財源に土地開発公社へ貸付けを行っていたが、平成19年3月で土地開発公社を廃止するにあたり下記の貸付金（5,793,558千円）を熊本県は債権放棄している。

先行取得した用地（下記1, 2, 3）は、県に土地を無償で譲渡し、土地開発基金の貸付けを全額免除した。

先行取得した土地がない貸付金（下記4）は、土地開発公社が県から借りてA銀行に預金していた。平成18年6月、A銀行は担保設定分約37億円の預金を土地開発公社への貸付金（代位弁済分を含む）と相殺したが、県からの借入金35億円が相殺された預金の中に含まれていた。よって、県は土地開発公社の清算に伴い貸付金の回収が不能となり、債権全額（35億円）を債務免除した。

(土地開発公社に対する貸付金の内訳表)

口 座 名		貸付年月日	貸付金額(千円)	利息(千円)
1. 熊本駅周辺開発事業 (万日山)	(地域政策課)	昭和48.6.27	284,126	386,518
2. 熊本新港線代替地 (木村製菓跡地)	(管財課)	平成4.1.28	798,071	121,372
3. 新幹線建設促進用地	(新幹線都市整備総室)	平成7.2.24	703,471	0
4. 公有地先行取得	(交通対策総室)	平成6.5.1	3,500,000	0
計			5,285,668	507,889

用地取得済 貸付金 1,785,668千円 利息 507,889 計 2,293,558千円

公有地先行取得資金貸付金 3,500,000千円

合計 5,793,558千円

(上記のうち土地開発基金の債権は利息を除く5,285,668千円である。)

①先行取得した用地（上記1, 2,）について

<熊本駅周辺開発事業(万日山)>

本件の土地の取得に関しては、昭和47年当時「新幹線熊本駅は現熊本駅西側併設の公算が強く、従って現駅が熊本の顔としての重要性が一層高まるので、駅から見た万日山の景観を整える必要がある等」の理由に基づく県からの依頼により、昭和48年6月に410,565千円で買収している。昭和49年7月に熊本市水道局用地として熊本市へ一部売却し昭和53年3月に126,439千円を返却、貸付金の残額は284,126千円となっている。その後、土地利用計画はなく平成18年10月の民事調停成立後まで保有し続けた。

<熊本新港線代替地(木村製菓跡地)>

本件の土地取得に関しては、「土地対策課の先行取得するための判断基準及び審査組織（先行取得委員会）の検討結果を待つて対応した場合、時機を失するおそれがあるため、現在他部局においても明確な需要計画はないけれども、本件の立地条件から、県の重要事業の一つである都市計画道路「熊本新港線」の未着工区間の用地買収の際の代替地として見込まれる。」として県からの依頼により平成4年1月に798,071千円で買収している。しかし、その後は一度も利用されることなく平成18年10月の民事調停成立後まで保有し続けた。

【意見】

以上 2 件の土地取得に関しては、取得時に具体的な土地需要計画はなくただ漠然とした理由により土地を取得したため、取得後の利用がなく平成 18 年 10 月の民事調停成立後まで残った。熊本県土地開発基金条例の設置目的にそぐわない結果となり、基金の確実かつ効率的な運用が不適切であったと言わざるを得ない。将来、具体的な土地需要計画がなければ、売却可能資産として管理すべきと思われる。

②先行取得した用地（上記 3）について

<新幹線建設促進用地>

本件の土地取得に関しては、「土地利用計画、土地動向等を総合的に勘案し、将来的に公共施設用地として先行的に取得することが適当と認められる土地であるため。」として県からの依頼により平成 7 年 2 月から平成 9 年 9 月にかけて 921,557 千円で買収している。平成 15 年 5 月及び平成 18 年 2 月に一部を熊本県及び日本鉄道建設公団が取得したために 218,086 千円を返却し、貸付金の残額は 703,471 千円となった。その後、土地利用計画はなく平成 18 年 10 月の民事調停成立後まで保有し続けた。

【意見】

本件の土地は、一部は新幹線建設用地として利用されているが、大半の土地が未利用のまま残ってしまっている。基金の確実かつ効率的な運用が不適切であったと言わざるを得ない。将来、具体的な土地需要計画がなければ、売却可能資産として管理すべきと思われる。

③先行取得した土地がない貸付金 35 億円（上記 4）について

本件貸付は、土地開発公社に対し、土地開発基金から土地開発基金管理規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、平成 6 年 5 月 1 日付けで、新幹線、道路、インターチェンジなどの社会資本の整備を推進することを目的とした公有地先行取得のための資金として無利息で貸付けた。土地開発公社は、県から借入れた 35 億円を条例の目的である土地の購入に使うことなく、自己資金約 2 億円を含めた約 37 億円を金融機関（A 銀行）に預金し、その預金に担保を設定した。以後、この状況が平成 18 年 6 月 30 日まで継続した。

平成 18 年 5 月 31 日、土地開発公社を廃止する計画を実行する中で、土地開発公社は熊本地方裁判所へ民事調停の申立てを行った。A 銀行は、民事調停申立後の第 1 回調停前である 6 月 30 日に、土地開発公社預金の約 37 億円を申立時の債権約 38 億 6 千万円と相殺し債権の回収をした。なお、A 銀行に対する土地開発公社の債務の主な原因は、平成 5 年度から着手した開発インター方式による益城熊本空港インターチェンジの設置によるものである。

平成 18 年 8 月 18 日に調停委員から、以下の調停案が提示され熊本県と A 銀行は合意した。

<調停案>

(熊本県)

i 借入債務の確認

県に対する借入債務は、5,793,558 千円である。

ii 公社所有地の無償譲渡及び債務免除

- ・土地開発公社所有の先行取得地を、県へ無償で譲渡する。
- ・借入金債務 2,293,558 千円を、先行取得地の引渡時に県は全額免除する。
- ・借入債務 35 億円を本調停成立時に県は全額免除する。
- ・解散に伴う残余財産があるときは、県に全額分配する。

(A 銀行)

i 借入債務の確認

銀行に対する借入債務は、162,854 千円である。

ii 債務免除

借入金債務を、本調停成立時に銀行は全額免除する。

【意見】

本件貸付は、土地開発基金から土地開発基金管理規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき「県の依頼により熊本県土地開発公社が国、県又は他の地方公共団体のために土地の先行取得をする場合の当該公社への貸付け」としての資金貸付けである。ところが、土地開発公社は、この借入資金を銀行に預金し担保を設定した。預金を担保に提供してしまえば、土地の先行取得時に自由に使えず、ましてや県から借入れた資金（税金）を土地開発公社が預金として銀行へ担保提供する行為は、土地開発基金条例の設置目的からして不適切な行為と言わざるを得ない。さらには、土地開発公社の廃止に伴い益城熊本空港インターチェンジ関連の公社の借入金と相殺されるなど、極めて不適切な行為と言わざるを得ない。熊本県の監督責任は重いと思われる。

(2) 平成 19 年度各財産管理分掌者（公有財産）へ引渡した土地について

各財産管理分掌者へ引渡した土地の内訳は、次の通りである。

水俣警察署用地以外の土地は、取得して 10 年以上が経過しても利用計画が決まらないものがほとんどである。

また、公有財産へ引渡し後、財産管理分掌者は公有財産台帳へ記載するが、その時公有財産台帳価格を記入する。公有財産台帳価格は、昭和 56 年度に国有財産価格改定要領に準じて 5 年毎に価格改定を行うという方針決定に基づき、平成 18 年度に時価倍率を乗じた公有財産台帳価格改定を実施している。本件土地に関しては、引き渡した土地の取得価格は 4,106,066 千円であったが、公有財産台帳価格は 3,452,266 千円となり約 653,800 千円の評価損が発生していることになる。

(各財産管理分掌者へ引渡した土地の内訳表)

口座名・所管		取得年月日	面積 (㎡)	金額 (千円)	公有財産 台帳価格 (H18)
1 水前寺2丁目公舎前 民有地	管財課	S 63. 11. 21～	2, 040. 70	566, 935	449, 747
2 県庁舎敷地整備関 連事業用地	管財課	H8. 6. 24～	1, 067. 67	204, 233	143, 523
3 家畜改良センター 熊本牧場跡	管財課	H9. 6. 13	154, 943. 61	2, 045, 378	1, 879, 907
4 熊本空港周辺北側 用地	交通対策総室	H11. 2. 1～	35, 404. 32	204, 597	179, 938
5 勤労者総合福祉セ ンター (B型) 用地	労働雇用総室	H9. 5. 19～	487. 37	126, 716	92, 452
6 新幹線及び関連事 業用地	新幹線都市整 備総室	H9. 3. 31～	3, 606. 11	904, 707	653, 199
7 水俣警察署用地	警察会計課	H18. 2. 3	2, 166. 00	53, 500	53, 500
計			199, 715. 78	4, 106, 066	3, 452, 266

【意見】

昭和 63 年以降に土地開発基金で取得した土地の約 4, 052, 566 千円 (水俣警察署用地を除く) が、塩漬け状態になってしまっている。資金の効率的な運用が行われていたとは思われない。

各財産管理分掌者へ引渡した後でも土地需要計画が立てられないものについては、売却可能資産として管理すべきと思われる。

熊本県美術品取得基金（教育委員会文化課）

1. 制度の目的

熊本県立美術館の美術品（美術に関する資料を含む。）の取得を円滑に行うため、熊本県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県美術品取得基金条例（昭和54年6月28日条例第30号）

熊本県美術品取得基金管理要項

3. 管理運営状況

平成11年度までは、一般会計の美術品の経常的収集限度額の予算は、年間100,000千円であり基金で購入した美術品を一般会計で買い戻していたが、平成12年度以降は予算がゼロとなり、平成12年度以降は基金で購入した美術品を一般会計で買い戻しは行われていない。平成19年度末現在で、基金で購入したが一般会計からの買い戻しがなされない美術品は作品件数で110件、金額にして177,928千円となっている。

美術品を購入する場合は、熊本県立美術館に収蔵する美術品の収集に関し必要な事項を審議するため、熊本県立美術館収集委員会を設置している。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末残高	559,965	562,068	562,870	563,783	565,554
積立額	一般会計から繰入				
	運用利息	2,103	802	913	1,771
	積立額計	2,103	802	913	1,771
取崩額	一般会計へ繰入				
	取崩額計				
当年度末残高	562,068	562,870	563,783	565,554	568,706

（過去5年間の基金財産の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金・有価証券	445,076	429,578	401,055	391,926	390,778
美術品購入金額	116,992	133,292	162,728	173,628	177,928
購入件数（数量）	72	79	97	107	110
基金期末残高	562,068	562,870	563,783	565,554	568,706
運用益	857	802	913	1,771	3,152

（過去5年間の美術品の購入実績表）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
美術品購入金額	22,657	16,300	29,435	10,900	4,300
購入件数（数量）	32	7	18	10	3

4. 監査の結果と意見

(1) 特定の芸術家の作品収集について

熊本県立美術館では、長年をかけ熊本県出身の特定の芸術家（H氏）の作品をすべて収集しようとの目的で購入している作品がある。過去5年間の収集実績は、下表の通りである。（最近の購入実績は、購入金額及び購入件数とも減少している。）

（過去5年間の収集実績）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
美術品購入金額（千円）	3,000	0	6,450	5,000	4,300
購入件数（数量）	1	0	4	3	3

【意見】

現在の熊本県の厳しい財政状態及び県民の効用等を考慮して、「熊本県出身の特定の芸術家（H氏）の作品をすべて収集しようとの目的」の妥当性を収集委員会や学芸員の意見だけでなく、もっと広く県民の意見を聞いて判断をすべきものと思われる。

(2) 基金財産の買戻しについて

平成11年度までは、一般会計から基金財産の買戻しが行われ、基金財産から物品（県有財産）に移し替えられていた。（基金財産の引渡し）

ところが、平成12年度以降は、一般会計から基金財産の買戻しが行われていない。平成19年度末現在、金額にして177,928千円（110点）の美術作品が県有財産に登録されず、基金台帳に記載されている。その理由は県の財政状態の悪化により、一般会計からの美術品の買戻しのための予算が付かなくなってしまったからである。

【意見】

基金財産として基金台帳に記載されている美術品は、県が保有している他の美術品と同様に県有財産として管理するため、早急に県有財産への移し替えを行うべきと思われる。

(3) 基金財産の取り崩しについて

平成15年度以降の美術品の購入実績額は、年間30,000千円に満たない。平成19年度末の基金財産は568,706千円であるが、そのうち預金等で会計課が運用している資金が390,778千円に上っている。

【意見】

過去の美術品の購入実績等を考慮し、美術品の取得を円滑に行うための基金の額を再検討し、余分な基金は一般会計への取り崩しを検討すべきである。

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金（港湾課）

1. 制度の目的

熊本港周辺海域漁業振興基金（以下「基金」という）は、熊本港の建設に関連して、熊本港周辺海域における漁業（水産養殖業を含む）の振興を目的とする「熊本港周辺海域漁業振興事業」の実施のために設置された基金である。

当基金では、上記振興事業として熊本港周辺海域において実施される以下の事業に対して補助金を交付している。

- ①水産資源の増殖事業
- ②漁場の整備改良事業
- ③漁港及び航路の整備事業
- ④漁業協同組合の整備事業
- ⑤漁業振興に係る技術開発及び調査事業
- ⑥他漁業振興に必要な事業

振興事業の事業主体は、①熊本県、②熊本港周辺海域に係る関係市、③熊本港周辺海域に係る関係漁業協同組合（県漁連二部会、9 漁協）であり、このうち関係市及び関係漁業協同組合が事業を実施した場合に補助金が交付される。

また、当基金の補助対象となる振興事業を適正に行うため「熊本港周辺海域漁業振興事業推進委員会」が設置されている。同委員会では振興事業の全体計画と年度別計画が審議・決定されており、土木部長が委員会会長を務め、事務局は土木部港湾課に置かれている。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例（昭和 54 年 6 月 28 日条例第 25 号）

熊本港周辺海域漁業振興基金運営要領

熊本港周辺海域漁業振興事業補助金交付要項

3. 管理運用状況

当基金は昭和 54 年に制定された「熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例」に基づき、昭和 54 年度から昭和 58 年度までの 5 年間にわたって毎年約 4 億円を一般財源及び当基金の運用益により拠出し、昭和 58 年度に 20 億円の積立を完了して設置された。翌昭和 59 年度から基金運用益による漁業振興事業を開始し、平成 13 年度まで基金運用益をもって事業を継続してきた。

しかし、平成 14 年度からは条例を一部改正し、基金の額を 10 億円以内とするとともに基金を取り崩して事業資金を確保することとした。併せて基金の終了年度を明確化し、平成 33 年度をもって基金を終了することとしている。

このような改正を行ったのは、第一に金利低下による運用益の減少に伴い事業資金が不足し、事業可能額が極端に縮小したためである。過去の年度別事業費は最高で昭和 60 年度に 114 百万円あったものが、最低では平成 12 年度に 5 百万円まで低下している。

その一方、有明海では海苔の不作やプランクトンの異常発生など環境悪化が叫ばれるようにな

り、漁業振興事業に対する期待はより大きなものとなってきた。平成 14 年度の条例改正はこのよ
うな事態に対応し行われたものである。

基金の積み立て及び取り崩し並びに補助金の交付は、熊本県臨海工業用地造成事業特別会計に
て行われている。このため、基金に係る運用利子も同特別会計に繰り入れられて歳出に充てられ
ており、基金自体への積み立ては行われていない。なお、平成 14 年度に条例を改正し、基金の額
を 10 億円以内とした際には、一般会計へ 10 億円が戻し入れられている。

(過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移) (単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		962,256	917,056	868,825	820,425	772,025
積立額	一般会計から繰入					
	運用利息					
	積立額計					
取崩額	一般会計へ繰入					
	特別会計繰入	45,200	48,231	48,400	48,400	46,500
	補助金交付					
	取崩額計					
当年度末現在高		917,056	868,825	820,425	772,025	725,525

(過去 5 年間の基金財産の推移) (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金					
有価証券					
基金期末残高	917,056	868,825	820,425	772,025	725,525
運用益	1,769	1,655	1,836	3,500	6,230
利回り (%)	0.19	0.19	0.22	0.45	0.86

※運用益は熊本県臨海工業用地造成事業特別会計の歳入に計上された金額である

4. 監査の結果と意見

(1) 補助事業の支出確認について

補助金執行の状況をみるために、熊本港周辺海域漁業振興事業補助金交付要項に基づいた処
理が行われているかどうか、各漁協から提出された平成 19 年度分の事業計画書及び収支予算書
並びに事業実績書を閲覧するとともに、支出額の裏付けとなる証憑の添付状況を確認した。

その結果、収支予算書、事業実績書等の記載に関しては問題なかったが、全ての漁協で支出
に関して請求書が添付されているのみであり、領収書が添付されていなかった。

【意見】

「熊本港周辺海域漁業振興事業補助金交付要項」第 9 条第 3 項によれば、2 種以上の事業を
実施する場合において概算払いの手続きがとれるものとされている。この場合の添付書類は、
同条同項第 2 号により「当該事業に係る請負契約書の写し又は納品書等の写し」を提出するこ
ととなっている。

一方、同条第 1 項に規定された実績報告書等の提出にあたっては同項第 3 号で「その他知事
が必要と認める書類」と規定されているのみであり、この規定を見る限り、領収書の提出は必

須となっていないようである。また、同条第 2 項において実績報告書の提出期限が事業完了日から起算して 10 日以内とされていることから、実務上、領収書を添付することが困難なケースもあると考えられる。

しかし、支出の裏付けとなる証憑は第一に領収書であるから、できる限り領収書（又は支払の事実を確認できる書類）の提出を求めるべきである。この場合、事業報告書の提出後であっても、支出完了後速やかに提出を求めることとすれば、実務上も対応可能であろうと考える。

(2) 基金の終了後について

前述のとおり、当基金は平成 33 年度をもって終了することが既に決定している。

【意見】

平成 33 年度には熊本港の海上工事の進捗も図られることから、当基金が熊本港の建設に関連して設置され、土木部港湾課が所管する漁業振興事業に関したものであることを考えれば、一定の事業期間をもって終期とすることは合理的であると考えられる。

しかし、有明海の漁業振興や環境保全是、県民全体の利益につながるものと考えられるので、当基金の設置目的に沿った施策の継続は必要と思われる。

熊本県介護保険財政安定化基金（高齢者支援総室）

1. 制度の目的

市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、介護保険法第147条第1項の規定に基づき、熊本県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

具体的には、市町村が通常の実力を発揮してもなお生じる介護保険料の未納や給付費の見込誤りによる市町村の財政不足に対処するため、県が設置する介護保険財政安定化基金から、資金の貸付、交付を受けることができる制度である。

2. 根拠法令等

介護保険法 第147条第1項

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県介護保険財政安定化基金条例（平成12年3月23日条例第13号）

3. 管理運用状況

（1）事業の内容

県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、当基金を設ける。

- ・実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる場合、その額の二分の一相当額を交付する。
- ・基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる場合に、政令により算定した額の範囲内の額を貸し付ける。

（2）基金の拠出金

政令で定める額を、国、県、市町村で負担して基金拠出金としている。

年 度	基金拠出金年度毎合計金額
平成12～14年度	1,319,512千円
平成15～17年度	333,335千円
平成18～19年度	371,015千円

なお、平成20年度以降は、条例改正により拠出を休止している。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末残高		1,868,478	2,517,075	3,016,185	3,570,682	4,373,398
積立額	国庫負担金	111,112	111,112	111,112	123,672	123,672
	県負担金	111,112	111,112	111,112	123,672	123,672
	市町村拠出金	111,112	111,112	111,112	123,672	123,672
	運用利息	3,596	4,641	6,411	15,770	35,174
	貸付金償還額	457,293	481,836	517,845	415,930	328,600
	積立額計	794,225	819,813	857,592	802,716	734,790
取崩額	貸付額(注1)	145,628	320,703	231,618	—	—
	交付額(注2)	—	—	71,477	—	—
	取崩額計	145,628	320,703	303,095	—	—
当年度末残高		2,517,075	3,016,185	3,570,682	4,373,398	5,108,188

注1 貸付金総額 2,711,777千円

貸付金償還額 2,201,505千円

貸付金残高 510,272千円 (平成20年3月31日現在)

注2 3年間を一計画期間として計算するため、交付額が計上されるのは、3年毎であり、次回は平成20年度となる。

4. 監査の結果と意見

(1) 基金残高について

平成18年度、19年度は貸付が発生していない。

【意見】

平成20年度の推移を考慮して、適正な基金残高の検討が必要である。

(2) 介護保険料未納額に対する資金交付について

基金の設立目的によれば、介護保険料の未納による市町村の財政不足に対処するため、資金の交付が行われる。

【意見】

介護保険料未納額に対する資金交付は、保険料の徴収に関して熱心でない市町村に交付される結果ともなりうるので、資金を交付するときは介護保険料の未納原因を十分に調査し、正当な理由があるときにのみ資金交付を行うべきである。

また、実績保険料収納額や予定保険料収納額等の金額の算定によって、資金交付額が左右されるため、市町村の報告データだけに頼らず、基礎資料等まで踏み込んだ調査も行うべきである。

熊本県中山間地域等直接支払基金（農村整備課）

1. 制度の目的

中山間地域及びこれに準ずる地域（以下「中山間地域等」という。）における担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、中山間地域等の多面的機能を確保するため、熊本県中山間地域等直接支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県中山間地域等直接支払基金条例（平成 12 年 3 月 23 日第 2 5 号）

3. 管理運用状況

中山間地域（山間部や、平地と山間地間の地域）の農業・農村は流域の上流部に位置することから、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を有しており、これによって、下流域の都市住民を含む県民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、中山間地域では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、県民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するために、直接支払制度が実施されている。

（1）事業の内容

中山間地域等直接支払交付金を交付するために必要な国庫交付金を基金として積み立てる。

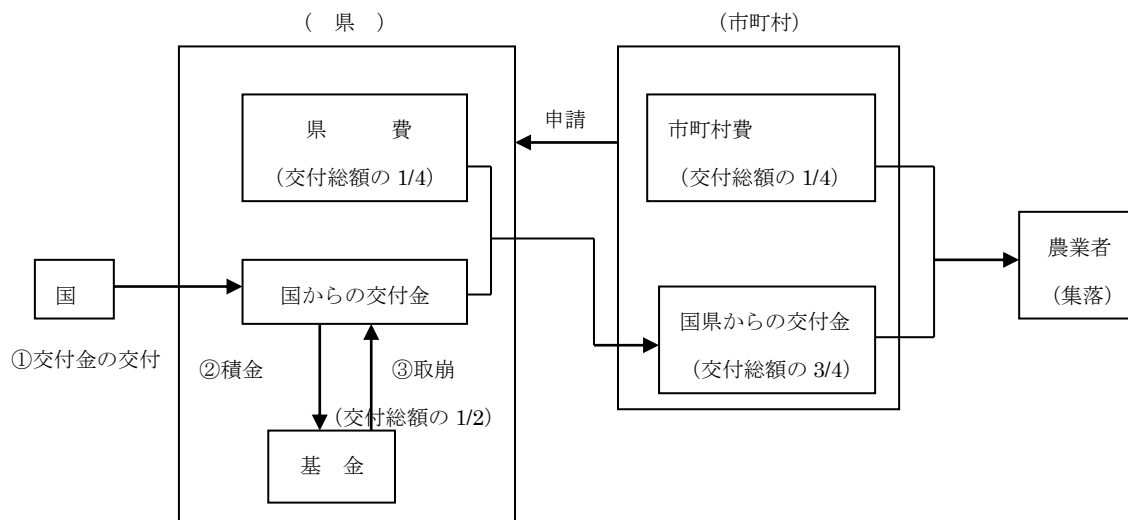
<国庫事業分>

- ①国は、県からの申請に基づき県に交付金を交付する。
- ②県は、当該交付金により基金を造成・積み立てる。
- ③県は、市町村からの交付金申請に基づき、国庫相当分を基金から取崩したうえで、市町村に交付する。
- ④交付金交付終了時において不要となった基金残額については、国に返還する。

<地方単独事業分>

- ①県は、市町村からの交付金申請に基づき、国庫交付金に加えて県分の交付金を市町村に交付する。
- ②市町村は、県からの交付を受けた交付金に市町村分を加えて直接支払いを実施する。

(2) 上記の体系図



※知事特認地域については、負担割合が国 (1/3)、県 (1/3)、市町村 (1/3) となる。

(3) 交付金が支払われる要件

(ア) 対象地域

自然的、経済的、社会的条件が不利な地域振興立法の指定地域等が対象。

(イ) 対象となる農地

農振農用地区域内で、1 ha 以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）。

農業生産条件が不利で耕作放棄される可能性の高い次の農用地。

- ①急傾斜の農用地
- ②緩傾斜の農用地
- ③自然条件により小区画・不整形な田
- ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地

(ウ) 対象となる人

集落協定（又は個別協定）に基づき、5年間以上継続して、耕作や農用地等の管理を実際に行う人が、直接支払いの対象になる。

(エ) 集落協定の必要

集落協定は耕作放棄地の解消と発生を防止する等の多面的機能の確保を図るために、集落の皆さんが今後5年間に取り組むべき事項について定める。

(オ) 個別協定について

認定農業者や、第3セクター、農協等が所有権移転、賃借、農作業受託等により、耕作放棄される農用地を引き受けて農業生産活動等を行う場合は、農用地（作業）の出し手と受け手の間で個別協定を結び対象とすることが出来る。

(カ) 次のような活動を5年以上行う必要がある。

	分類	活動区分	具体的な取り組み(例)
事 須	農業生産活動等	集落マスタープランの作成	○集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画 (集落マスタープラン)の作成及び実現

		耕作放棄の防止等の活動	○適正な農業生産活動や農用地の管理を通じた耕作放棄の防止 ○耕作放棄地の復旧や林地化または畜産的利用 ○高齢農家・離農者の農地の賃借権設定 ○法面保護・改修、鳥獣害防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	○適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈り等）等
一 つ 以 上 選 択	多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	○土壌流亡に配慮した営農の実施 ○農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	○景観作物の作付け ○市民農園・体験農園の設置 ○棚田オーナー制度、グリーン・ツーリズム等
		自然生態系の保全に資する取組	○魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保） ○鳥類の餌場の確保（冬季の湛水化、耕作放棄地での水張り等） ○粗放的畜産 ○環境の保全に資する活動（土づくりによる化学肥料や農薬使用の減少、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等）等

（４）直接支払交付金の算定基準

交付対象となる農用地面積について、以下の単価により直接支払交付金が集落等に交付される。

対象農用地	条 件	10 a あたりの上限単価（円）			
		田	畑	草地	採草放牧地
①急傾斜の農用地	田 1/20以上 畑・草地等 15度以上	21,000 (16,800)	11,500 (9,200)	10,500 (8,400)	1,000 (800)
②緩傾斜の農用地	田 1/100以上1/20未満 畑・草地等 8度以上15度未満	8,000 (6,400)	3,500 (2,800)	3,000 (2,400)	300 (240)
③自然条件により小 区画・不整形な田	全てのほ場が不整形で、ほ場整備が不可能 30 a 未満のほ場がほとんどで、平均20 a 以下				
④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地	高齢化率が40%以上、かつ耕作放棄率が田8%以上、畑・草地15%以上		3,500 (2,800)	3,000 (2,400)	

なお、上記3－（カ）に記載の取組について協定に明記し、実施をしない場合は、従来の交付単価の8割に相当する上表の（ ）書きの単価となる。

(5) 基金運用状況

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		768,319	847,615	9,470	160,767	305,586
積立額	国交付金受入	1,269,204	364,099	1,269,204	1,269,204	1,238,197
	運用利息	1,256	1,257	179	909	2,690
	市町村からの返納金	0	1,445	0	2,025	6,199
	積立額計	1,270,460	366,802	1,269,383	1,272,138	1,247,086
取崩額	一般会計へ繰入					
	特別会計繰入					
	補助金交付(市町村)	1,191,164	1,204,947	1,118,086	1,127,319	1,135,480
	取崩額計	1,191,164	1,204,947	1,118,086	1,127,319	1,135,480
当年度末現在高		847,615	9,470	160,767	305,586	417,192

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	585,560	7,518	135,874	268,226	361,931
有価証券	262,055	1,952	24,893	37,360	55,261
基金期末残高	847,615	9,470	160,767	305,586	417,192
運用益	1,256	1,257	179	909	2,690

4. 監査の結果と意見

(1) 交付金の対象となった事業評価について

平成18年度に会計検査院が、当基金について数多くの都道府県で検査した。この結果、様々な事項について問題点が指摘されたため、熊本県では市町村に対し精査を求めた結果、9,298千円の返納があった。うち、国からの国庫補助金相当額(基金)は6,199千円であった。その状況は次のとおりである。

交付金の返還状況(平成19年度)

交付対象市町村数	うち交付金の返納を伴う市町村数		
		返納に係る交付金交付額	左に係る国庫補助金相当額(基金)
35市町村	14市町村	9,298千円	6,199千円

熊本県では、「熊本県中山間地域対策及び農地・水・環境保全向上対策検討委員会」を設置して、この制度についてのチェック機能を持たせているが、元々この制度においては集落協定が基本となっており、各市町村がこの交付金の検査・確認・指導の責任を負うことになっている。

【意見】

現時点では、市町村が集落毎に協定の実施状況を検査・確認・指導することとなっており、県はそれを指導・監督する立場にあるが、より一層踏み込んだものとするべきである。

平成 20 年 4 月に熊本県でも「都道府県中間年評価書」を公表して、平成 19 年度までの当基金を含む制度の評価を示した。この評価書の総合評価では、1,380 協定のうち 29%が優、69%が良で、可は僅か 2%と非常に評価の高いものであった。しかし、市町村の事務的ミス等により、交付金の返納が多数発生していることから、今後、県は必要な評価を積極的に行うと共に、その評価方法を具体的に示すべきと考える。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 重点的な支援について

外国においても、当基金と同じような機能を有する農業に対する支援制度がある。EUで長く行われているものとして、条件不利地域（LFA）の農家へ補助金を支払う制度があり、また、韓国においても様々な名目で農業者に対する直接支払制度が行われている。米国では上記のものとは異なる方法ではあるが、農業に対する多額の補助金が支払われている。

今後、日本の食料自給率が 40%を切っている状況、外国の農業に対する支援状況等を考えると、中山間地域等直接支払基金と同様の支援は続けるべきと考える。但し、日本の農業支援の方法は余りにも多く理解し辛い、もっと解り易くかつ重点的な支援方法が望ましいと考える。

熊本県森林整備地域活動支援交付金基金（森林整備課）

1. 制度の目的

森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における森林整備活動を支援するため、熊本県森林整備地域活動支援交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 条第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成 12 年 3 月 25 日条例第 21 号）

3. 管理運用状況

（1）森林整備地域活動支援交付金制度

森林整備地域活動支援交付金制度とは、適切な森林の整備を通じて森林の持つ多面的な機能の発揮を図るため、平成 14 年 4 月に創設された制度で、当基金で実施している事業は以下の活動に対する補助である。

①森林情報の収集活動

森林施業計画が作成されていない森林において、林業事業者等が森林施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を行った場合、その実施面積に応じて 1 ha 当たり 15,000 円を交付する。

②施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等

既に森林施業計画が作成されている森林において森林施業の実施に必要な地域活動への支援として、森林施業計画の作成主体が「施業実施区域の明確化作業」や「歩道の整備等」を行った場合、一定林齢以下の育成林の面積に応じて 1ha 当たり 5,000 円を交付する。

<森林施業計画>

森林施業計画とは、森林所有者または森林所有者から 5 年以上にわたる森林の施業や経営を受託した者が、具体的な伐採・造林等の実施について自発的に作成する計画で、市町村長等が認定する。認定を得ることにより優遇措置が講じられ、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営の基盤が確立され、所得や資金計画も有利となる。

ただし、協定を廃止又は協定に違反した場合は、自然災害などの不可抗力の場合を除き、原則として協定締結時にさかのぼって交付金を返還することが必要となる。また、本交付金制度は第 1 期目の実施期間が、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 カ年間で、平成 15 年度以降に協定を締結しても、交付金の交付は平成 18 年度までしか受けられない。

なお、本交付金制度の第 2 期目の実施期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 ヶ年間と期間が限定されている。

(2) 過去5年間の基金残高の推移は以下のとおりである。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移) (単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		315,073	560,807	545,541	384,672	227,863
積立額	国費から繰入	554,621	313,744	168,794	177,260	392,777
	運用利息	579	1,010	1,156	1,633	1,763
	返納額	—	294	684	241	256
	積立額計	555,200	315,048	170,635	179,135	394,796
取崩額	一般会計へ繰入	309,466	330,313	331,504	335,944	157,159
	特別会計繰入	—	—	—	—	—
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	309,466	330,313	331,504	335,944	157,159
当年度末現在高		560,807	545,541	384,672	227,863	465,500

(過去5年間の基金財産の推移) (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金	387,423	433,087	325,109	200,005	403,840
有価証券	173,383	112,453	59,563	27,858	61,660
基金期末残高	560,807	545,541	384,672	227,863	465,500
運用益	579	1,010	1,156	1,633	1,763

※会計課の作成している各年度の5月末時点の「基金の保管状況調べ」より金額を転載している。

4. 監査の結果と意見

(1) 市町村の検査体制の支援について

本交付金の支給額は、実費額ではなく、作業対象となった森林の総面積に単価を掛けることにより算定される。また、実際にかかった費用が支給額を下回ったとしても返還する必要はなく、申請者に対して非常に有利な制度である。よって、十分なチェックをしたうえで利用しないと、効果的な基金の使用が達成できない可能性がある。

【意見】

本交付金の窓口が市町村になっているので、市町村の担当者により条件を満たしているか等チェックを十分に実施し、基金の効果的な使用を達成する必要がある。

近年の市町村合併、人員の削減等により各市町村の担当者の業務量が増加してきており、今後十分なチェックを実施できなくなるおそれがある。このような状況にあっては、県の所管部署により、市町村の担当者の能力向上を図る研修等を実施し、また市町村の担当者からの相談対応等サポート体制を強化し、各市町村が十分チェックを実施できるよう支援することが望まれる。

熊本県国民健康保険広域化等支援基金（医療政策総室）

1. 制度の目的

国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充てるため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

<事業の内容>

①保険財政広域化支援事業

県は、国民健康保険事業の運営の広域化等に際し、保険料の平準化等を支援するため、無利子貸付等を行う。

②保険財政自立支援事業

県は、市町村の行う国民健康保険事業において財政赤字が見込まれる場合について、その赤字を一時的に補填するため無利子貸付を行う。

2. 根拠法令等

国民健康保険法第75条の2

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年12月20日条例第59号）

3. 管理運用状況

県は、当基金に対し所要の財源を繰り入れることとし、平成14年から平成16年度までの間、国は県の繰入額の1/2に相当する額を予算の範囲内で補助するものとされていた。

県は、平成14年度、平成15年度は、国の補助限度額と同額を繰入れたが、平成16年度は、県財政の状況を考慮し繰入額を減額している。また、平成17年度以降は、運用利息の繰り入れを行っているだけである。

なお、2都道府県では、当初から当基金を設置していない。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末残高		208,938	423,253	549,755	550,924	553,356
積立額	国庫補助額	106,966	62,869	—	—	—
	県負担金	106,966	62,869	—	—	—
	運用利息	383	764	1,169	2,432	4,448
	積立額計	214,315	126,502	1,169	2,432	4,448
当年度末残高		423,253	549,755	550,924	553,356	557,804

4. 監査の結果と意見

（1）基金の廃止について

平成14年度の基金設置以来、当基金の事業は全く実施されていないが、平成20年度は、2市町村から申請待ちの状況である。

【意見】

平成14年度の当基金設置以来、事業の実施がない状況を考慮すると、基金の廃止を検討すべきである。

熊本県産業廃棄物税基金（廃棄物対策課）

1. 制度の目的

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 号第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県産業廃棄物税基金条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 21 号）

3. 管理運用状況

平成 17 年 4 月 1 日から施行された熊本県産業廃棄物税条例に基づき、県に納入され又は納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、熊本県一般会計歳入予算で定める額を基金として積み立てる。

なお、平成 20 年度より事業を実施する。

（過去 5 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高	—	—	—	—	—
積立額	一般会計から繰入	—	—	注：168,057	90,999
	運用利息	—	—	186	1,353
	積立額計	—	—	168,243	92,352
取崩額	一般会計へ繰入	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—
当年度末現在高	—	—	—	168,243	260,595

注：18 年 4 月 20 日積立の 47,012 千円（17 年度予算分）を含む。

（過去 5 年間の基金財産の推移）

（単位：千円）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
現金	—	—	—	146,433	225,461
有価証券	—	—	—	21,810	35,134
基金期末残高	—	—	—	168,243	260,595
運用益	—	—	—	186	1,353

4. 監査の結果と意見

平成 20 年度より事業を開始するため、監査時点では特に意見はない。

熊本県水とみどりの森づくり基金（農林水産政策課）

1. 制度の目的

水資源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、熊本県水とみどりの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 号第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

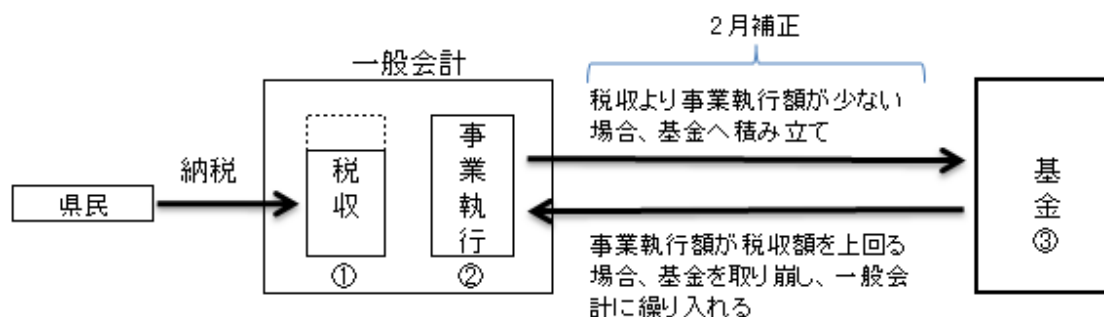
熊本県水とみどりの森づくり基金条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 27 号）

3. 管理運用状況

（1）基金概要

「水とみどりの森づくり税」として徴収された税金が熊本県の一般会計に入り、その税を財源に事業活動を実施する。その結果、当該税込額が事業執行額を上回る場合は「水とみどりの森づくり基金」に積み立て、逆に事業執行額が税込額を上回る場合は、その不足分を基金から取り崩すことになる。

また、基金運用による利息は積み立てることになる。



（2）過去 3 年間の基金残高の推移

基金運用による利息収入以外をみると、各年度で「一般会計から繰入」または「一般会計へ繰入」の一方しか金額の記載がない。これは当該基金が「熊本県水とみどりの森づくり税条例」第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定による加算額に係る収納税額に相当する額から、賦課徴収に要する費用を控除して得た額を財源として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てた残りを繰り入れ又は取り崩しているためである。

(過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移)

(単位：千円)

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		—	—	—	136,423	196,965
積立額	一般会計から繰入	—	—	136,418	59,958	—
	運用利息	—	—	5	583	1,588
	積立額計	—	—	136,423	60,541	1,588
取崩額	一般会計へ繰入	—	—	—	—	27,830
	特別会計繰入	—	—	—	—	—
	補助金交付	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	27,830
当年度末現在高		—	—	136,423	196,965	170,723

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金	—	—	115,300	172,885	148,319
有価証券	—	—	21,123	24,080	22,403
基金期末残高	—	—	136,423	196,965	170,723
運用益	—	—	5	583	1,588

※会計課の作成している各年度の5月末時点の「基金の保管状況調べ」より金額を転載している。

(3) 事業活動の主な内容は以下のとおりである。

	事業名	事業内容	事業執行額（千円）		
			H17	H18	H19
1	針広混交林化促進事業	森林所有者による適正な管理が見込めない人工林について、県と森林所有者等の協定に基づく、強度間伐を実施し、自然林に近い状態へ誘導する。	163,073	305,479	360,176
2	皆伐放棄地対策事業	皆伐後放置された林地のうち、下流域の保全を図る上で重要な箇所、広葉樹を主体とした植栽を行い、植生の回復を図る。	7,380	13,078	39,698
3	重要水源林等公有化事業	水源かん養等の機能が広域に及ぶ重要な森林のうち、このまま放置されると荒廃の危険があり、早急に公有化による管理が必要な森林を対象に、市町村等に対し取得に係る経費を支援する。	10,000	12,090	—
4	上下流連携森林整備促進事業	上下流域の市町村や住民団体等が連携協力して行う、広葉樹の植栽、間伐、下刈等の森林整備や間伐材等を利用した炭作り、炭による水質浄化、魚介類増殖のための木製施設制作等の活動への支援を行う。	8,042	10,076	21,215
5	里山林保全活用推進事業	地域住民による里山林の間伐や下刈等の保全と炭作りやタケノコ掘り、シイタケ栽培、自然観察会等の新たな利活用方策への支援を行う。	2,252	6,838	8,250
6	学びの森活動推進事業	学校林等を活用し、児童、生徒を対象とした、間伐、下刈り等の森林作業体験や、炭づくり、自然観察会等の森林環境学習活動への支援を行う。	7,883	11,796	16,730
7	ふるさとの四季を彩る森づくり運動事業	地域住民や団体等が森づくりを行う場合、苗木・資材費の助成を行い、県民一人一人の参加による身近な森や潤いのある自然景観、自然とのふれあいの場としての森を育てる活動を推進する。	—	—	3,000

8	立田山森林ミュージアム機能強化事業	県民の憩いの場として親しまれている、熊本市にある立田山に、森林の持つ公益的機能等について、広く学習できる常設の拠点として必要な施設を整備し、森林環境教育の場として充実強化する。	3,219	15,864	7,400
9	森林ボランティア活動推進支援事業	「森づくりボランティアネット」による森林ボランティア団体等の総合的支援を実施する。(①相談の受付、②HPによる情報の発信、③道具の整備・貸出、④現地指導、⑤リーダー研修会等の開催、⑥活動施設整備への助成等)	8,329	8,632	10,300
10	青年森林協力隊活動推進事業	高校生・大学生等から公募のうえ、山村に1泊2日程度派遣し、森づくり活動体験と地域住民との交流研修を実施し、県民参加の森づくりを担う人材の育成を目指す。	831	2,665	3,900
11	みどりの小径普及促進事業	市町村が管理している既存の森林公園等の利用促進を図るため、小径案内板や樹木の解説板等設置への支援を行い、森林の癒しや学びの場としての機能の向上を図る。	—	4,786	10,700
12	くまもとの木と親しむ環境推進事業	幼稚園、保育園、イベント等への県産材を使用した木製遊具の貸出、「くまもとの木と親しむウィーク」の開催、県産木材を使用した机、いすを整備する幼稚園、保育所、小中学校に対する補助等を行い、県民、特に次世代を担う子供たちに木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し、木を身近なものに感じ、木材の良さや森林の役割への理解を促す。	—	—	9,900
13	水とみどりの森づくりPR事業	森林に対する理解や関心を県民に深めていただき、税導入の必要性、使途等を周知していくための広報を行う。	8,804	6,615	7,464
	合計		219,813	397,919	498,733

※平成19年度の事業執行額は最終予算数値を記載している。

制度が導入された平成17年度は、各事業の事前アナウンスが十分でなかったことから、事業に対する申請件数等が少なく、基金への繰入が多く発生した。しかし、制度導入から3年目を迎え、税込額を事業執行額が上回り、平成19年度は初めて基金の取り崩しが行われている。このように積極的に事業活動が行われるようになっており、熊本県の特色でもある豊かな森づくりが積極的に進められている。

4. 監査の結果と意見

(1) 業務委託契約の方法について

森林ボランティア活動推進支援事業の契約について、現在社団法人熊本県緑化推進委員会と随意契約により業務委託契約を結んでいる。委託契約の内容はボランティアネット事業であり、具体的には以下のとおりである。

- ・森づくりに関する相談受付
- ・ホームページによる情報の発信
- ・ボランティア活動に必要な道具の整備・貸出
- ・ボランティア活動に対する現地での指導

- ・リーダー研修会等の開催
- ・ボランティア活動のための施設整備他

同団体に対して委託している業務は、複数の業務要素を含んでおり、かつ専門性が高く、同時にこれらの業務を受託し得る団体は多くないとの判断から、随意契約方式を採用している。

しかし、随意契約方式では競争原理が働きにくく、経済的合理性の観点からは必ずしも望ましい結果が得られない。平成19年度の予定価格と契約価格を比較したところ、以下のとおりであった。

予定価格	契約価格	落札率
9,988千円	9,883千円	98.9%

【意見】

委託業務のうち、森林整備に関する相談の受付や現地指導等、専門知識が必要な一部の業務については森林組合等でも対応が可能であり、ホームページによる情報の発信や活動に必要な道具の整備・貸し出し等の業務については専門性を大きく要求されないものとする。

委託業務をより適切な単位に細分化する等により、受託できる団体の範囲を広げることにも可能であり、その場合一般競争入札が実施可能であるとする。今後契約の方式を検討する必要がある。

(2) 補助金業務の支出後のモニタリングについて

現在さまざまな活動に資金を補助する形で支援を行っている。当該補助事業は、本来山林の所有者の負担で管理すべきであるが、木材価格の低下等による金銭的な理由から管理が十分行き届いていない森林について、処分等について一定の制約を加わるものの、県の補助で森林整備がなされる事業がある。この制度については、間伐実施後、山林所有者は一定期間木材全部を伐採することができないこととなっているが、約束を破って実際に伐採が行われてしまう可能性は否定できず、伐採されては取り返しがつかない。

【意見】

事業目的を達するためには、契約違反行為を防止または適時に発見することが重要であり、県としても市町村を協定に取り込み、状況の確認に努めている。また、各振興局単位で県と市町村が民間団体と協力し、定期的（年1回）に森林の伐採状況の把握のための調査を実施しており、その中で、契約違反行為を把握できる可能性もある。

しかし、3年間で3,322箇所の場合が発生しており、現状の調査だけでは十分ではないと考える。今後さらに、支援活動終了後も抽出調査等のモニタリングを実施することについて検討する必要がある。

(3) 事業実績の公開の内容について

現在、水とみどりの森づくり税の事業について、ホームページ上で概要が公開されている。また、活動目的、内容については熊本県のホームページ上で内容を公表されているが、上記の事業概要に植え付け面積、研修会の開催回数、参加者数等の概要が付け加えられた程度の公表で、具体性に欠ける内容となっている。

【意見】

島根県においても同様の「水と緑の森づくり税」制度が導入されているが、同県は活動の進捗状況をインターネット上で詳細に公開しており、内容も熊本県に比して充実している。特に主な活動財源が税収であることから、その使途の適正性については県民の関心のあるところである。今後、熊本県のホームページなどによる活動状況の詳細及び年間の収支の状況等を説明する情報公開が望まれる。

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金（障がい者支援総室）

1. 制度の目的

障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的として緊急かつ臨時的に行う事業に要する費用に充てるため、熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第 241 号第 1 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成 19 年 2 月 28 日条例第 1 号）

障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱

3. 管理運用状況

（1）事業の概要

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成 20 年度までの特別対策として、障害者自立支援対策特例交付金が平成 18 年度に交付された。

県では、平成 20 年度までの特別対策事業を実施するため、上記交付金を財源として基金を設置したものである。（なお、その後、平成 23 年度まで制度が延長された。）

（2）事業の内容

①事業者に対する激変緩和措置

報酬の日額化に伴い減収となる通所事業者を中心とした対策。

②新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちに移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援。

（3）基金の設置

平成 18 年度に全額国庫負担で 1,579,244 千円を積立てている。

（過去 2 年間の積立額と取崩額及び残高の推移）（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末残高		—	—	—	—	1,539,332
積立額	国庫負担金	—	—	—	1,579,244	0
	運用利息	—	—	—	—	11,572
	積立額計	—	—	—	1,579,244	11,572
取崩額	執行額	—	—	—	39,912	601,739
	取崩額計	—	—	—	39,912	601,739
当年度末残高			—	—	1,539,332	949,165

4. 監査の結果と意見

(1) 執行額の返納について

平成 20 年度末に基金残高が生じた場合は、国庫に返納することになっている。したがって、基金の取り崩しは実績額（支払額）に基づいて行い、最終年度末に基金の執行残が生じた時は国庫に返済することになる。（なお、その後、平成 23 年度まで制度が延長された。）

ところが、次の 2 件において、実績額によらずに予算額で基金を取り崩していた。

① 県有施設におけるオストメイト対応トイレ設備整備事業は、3 ヶ所の工事における実績額が 851 千円であるにもかかわらず、予算額 888 千円を取り崩し、37 千円の過大取り崩しとなっている。

【改善】

過大に取り崩した金額は、基金に返納すべきである。

② 県の使用額である旅費、一般需用費、一般役務費、使用料及び賃借料の基金の取崩し額 6,923 千円は予算額と同額となっている。実績額の内訳を把握しないまま予算額を取り崩しており、適切な処理とはいえない。

【改善】

実績額の内容を調査し、取り崩し額との差額を基金に返納すべきである。

熊本県緑の基金（都市計画課）

1. 制度の目的

緑化を推進する活動を支援するため、熊本県緑の基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

地方自治法第241条第1項（昭和22年4月17日法律第67号）

熊本県緑の基金条例（平成20年3月6日条例第25号）

3. 管理運用状況

当初積立額は、「財団法人くまもと緑の財団」（以下「緑の財団」という。）から緑化推進のため寄附を受けた財産の額とし、その後は運用利息相当額から事業実施に使用した額を差し引いた額を積み立てる。また、必要な場合は、予算措置をした上で一般会計から積み立てを行うこともできる。なお、緑の財団は、事業見直しのため、平成19年11月に解散し残余財産を県に寄附した上で平成20年3月に清算終了している。

基金の取崩については、緑の財団の行っていた緑化事業を引き継いだ任意団体「くまもと緑・景観協働機構」（以下「協働機構」という。）の事業実施のために必要な金額を負担するため取り崩される。この際、元本相当額を取り崩して支給することも可能である。なお、当基金については会計課管理の基金とは別に、5億円の有価証券として仕組債を保有している。

当基金は平成19年度末に新たに設定された。したがって、監査時点では取り崩し及び運用実績はない。

（過去5年間の積立額と取崩額及び残高の推移）

（単位：千円）

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度末現在高		-	-	-	-	-
積立額	一般会計から繰入	-	-	-	-	598,853
	特別会計から繰入	-	-	-	-	-
	運用利息	-	-	-	-	-
	積立額計	-	-	-	-	598,853
取崩額	一般会計へ繰入	-	-	-	-	-
	特別会計繰入	-	-	-	-	-
	補助金交付	-	-	-	-	-
	取崩額計	-	-	-	-	-
当年度末現在高		-	-	-	-	598,853

4. 監査の結果と意見

（1）運用資産について

当基金では、緑の財団から承継した財産として、仕組債2銘柄を保有している。この仕組債は、約定上元本が保証されているものの、流動性が極めて悪くかつ為替変動により受取利息額が影響を受けるようになっており、最悪の場合資産運用収益がゼロとなる可能性がある。また、このような特性上、実質的な価値（時価）が額面を下回るリスクを有しており、2銘柄についても平成21年1月末現在で時価（証券会社算定の理論値）が取得価格を大きく下回り、160,510千円の評価損が発生している。

(仕組債の内訳)

(単位：千円)

銘柄	取得金額	契約日	期間(年)	時 価 (平成21年1月末現在)	評価損
仕組債1	300,000	2003.4	30	204,720	95,280
仕組債2	200,000	2003.4	30	135,220	64,780
合計	500,000	—	—	339,490	160,510

約定上は元本が保証されていても、上記のような状況で仮に基金を取り崩すために債券の売却が必要となった場合、基金財産が著しく毀損する恐れがある。また、基金に繰り入れられた仕組債は、「最も確実かつ有利な有価証券」という県の条例に抵触する恐れがある。

【改善】

債券の実質価値を定期的にモニタリングし、適当な時期に売却するといった対応が望まれる。また、売却後は他の基金財産と同様、会計課での一体管理に移行するべきである。

(2) 仕組債の基金積立額について

緑の財団から仕組債の寄付を受けた時に、基金の積立額を簿価で繰り入れている。

【意見】

上記のように、時価が下落し評価損が多額に発生している状況を考慮し、基金の積立額は、時価で繰り入れるべきであったと思われる。

(3) 基金の取り崩しについて

緑の基金は、緑化を推進する活動を支援する事業に要する経費に充てるため取り崩すとされている。ただし、実際の取り崩しは、負担金交付要項において協働機構の実施する事業のみに取り崩されることになっている。

【意見】

基金は県の公有財産であり、交付金は適切な緑化を推進する活動を支援する事業に公平に交付すべきである。よって、特定の任意団体に対してのみ交付金を交付する内容の負担金交付要項を作成することは、不適切であると思われる。

出納局会計課における基金運用状況

1. 資金運用方針等

資金運用が、下記の資金運用方針等に基づいて適切に運用されているかを確認した。

- (1) 基金を含め熊本県での資金運用は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金を統合して資金運用を行っている。
- (2) 資金運用方針は、確実性及び流動性を確保した上で、効率的な資金運用に努める。
- (3) 資金運用の対象金融商品は預金及び債券である。
- (4) 預金による運用では、引合（入札）による預金、優先預金、相対預金及び短期運用に分かれている。
- (5) 債券による運用では、国債、地方債及び政府保証債を対象とし、償還期限が10年以内の債券で償還期限まで保有することを原則としている。

(6) 資金運用利息の配分

①預金運用利息の算定方法

預金商品ごとに平均運用利回りを算定し、利率の高い商品から基金預金残高相当分までの利息を基金に配分し、残りを歳計現金分の利息とする。

②債券運用利息の算定

債券運用に係る利息は、その全額を基金の日々の残高の年間総積数で按分する。

2. 運用資金（預金及び有価証券）の管理状況

下記の手続きにより、運用されている資金の管理状況が適切かを確認した。

会計課において資金運用されている預金及び有価証券の残高を確かめるため、実査時10月8日に10月7日現在の現金収支日計報告書及び預金等残高報告書（ともに肥後銀行作成）を入手し、会計課にて作成している預金明細表、債券台帳及び釣銭資金交付額一覧表と照合するとともに、釣銭現金以外については通帳、預金証書及び証券会社からの残高（取引）明細書と突合した。

3. 監査の結果と意見

会計課で運用されている預金及び有価証券（緑の基金で運用管理する仕組債5億円を除く）に関しては、釣銭現金の一部以外は資金運用方針に従い適切に管理され運用されていた。

(1) 預金及び有価証券の残高について

実査を実施した10月7日現在会計課運用の資金残高で残高を確認できたのは以下の通りである。

（単位：千円）

区	分	帳簿残高	現物残高	差異		
預	金	112,469,514	112,469,514	—		
釣	銭	現金	1,123	1,100	23	
有	価	証	券	7,058,116	7,058,116	—
	計	119,528,753	119,528,730	23		

上表の10月7日現在の資金残高のうち、基金分の残高は58,884,556千円であった。

【意見】

会計課において運用されている資金に関して、年度末日の3月31日時点での金融機関毎の預金残高証明書が入手されていない。適正な資金運用管理がなされていることを保証しその内容を検証するうえでも、少なくとも各金融機関から3月31日時点での預金残高証明書入手すべきである。

(2) 地域振興局等に対する釣銭現金について

地域振興局等に対する釣銭現金の交付額（再交付23千円含む）1,123千円が会計課資金残高に含まれているが、平成19年度において某地域振興局における釣銭現金の盗難23千円が発生し現金不足額が生じており、会計課において管理する資金残高は平成20年3月31日現在及び10月7日現在現金不足額23千円だけ過大となっている。

【意見】

平成19年度において発生した現金不足額23千円に関しては、「実質収支に関する調書」において現金不足額として明記するとともに、資金残高から盗難された現金が戻ってこないため減額する必要がある。

紛失事故の公金総合保険契約に係る保険金の入金時には、収入調定書により一般会計・諸収入・雑入として23千円が受け入れられており、盗難された現金不足額23千円については支出決裁等により資金からの払い出しを行うことにより実際資金残高と合致させることが必要であったと考える。